

# 資料編

## 資料 1 妙高市防災会議条例

昭和39年 4月 1日 条例第23号  
改正  
平成12年 3月24日 条例第 1号  
平成16年12月16日 条例第149号  
平成24年 9月27日 条例第22号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき妙高市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 妙高市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条に規定する妙高市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

**第 3 条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者について、市長が委嘱又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員で市長が定める職にある者
  - (2) 新潟県の知事の部内の職員で市長が定める職にある者
  - (3) 新潟県警察の警察官で市長が定める職にある者
  - (4) 消防機関の長
  - (5) 教育長
  - (6) 本市の職員で市長が定める職にある者
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の長若しくは職員で市長が定める職にある者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - (9) その他市長が特に必要と認める職にある者
- 6 前項の委員の定数は25人以内とする。
- 7 委員が、第 5 項各号の職を離れ、又は失ったときは、その委員の地位を失うものとする。  
(専門委員)

**第 4 条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。  
(議事等)

**第 5 条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年条例第 1 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。

**附 則**（平成16年条例第149号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年 9月27日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料2

## 妙高市防災会議委員名簿

令和5年7月1日現在

区分	所属機関	職名	委員氏名	備考
会長	妙高市	市長	城戸陽二	
第1号	国土交通省高田河川国道事務所	事務所長	安達志郎	指定地方行政機関
	陸上自衛隊第2普通科連隊	第1中隊長	渡辺慎也	
	気象庁新潟地方気象台	台長	西尾利一	
第2号	上越地域振興局地域整備部	部長	斎藤龍夫	新潟県の知事の部内の職員で市長が定める職にある者
	上越地域振興局農林振興部	部長	高野直行	
	上越地域振興局妙高砂防事務所	所長	逢坂康之	
	上越地域振興局健康福祉環境部	部長	野口良二	
第3号	妙高警察署	署長	大竹健一	新潟県警
第4号	上越地域消防事務組合	消防局長	池田聡	消防機関の長
	妙高市消防団	団長	山川栄勇	
第5号	妙高市教育委員会	教育長	塚田賢	教育長
第6号	妙高市	副市長	西澤澄男	本市の職員で市長が定める職にある者
	妙高市	課長	田中かおる	
	妙高市	課長	小林あゆみ	
第7号	東日本電信電話(株)新潟支店	支店長	徳山隆太郎	指定公共機関又は指定地方公共機関の長若しくは職員で市長が定める職にある者
	東北電力ネットワーク(株)上越電力センター	所長	山本陽	
	東日本高速道路(株)新潟支社上越管理事務所	所長	小林健司	
	えちごトキめき鉄道(株)新井駅	駅長	東條公男	
	(株)新潟日報社上越支社	支社長	佐藤勝則	
	上越ケーブルビジョン(株)メディアセンター	担当部長	沢田真紀	
第8号	妙高市防災士会	会長	砂山幸夫	自主防災組織を構成する者又は学識経験者
	妙高市防災士会	防災士	藤巻礼子	
第9号	愛クリニック(一般社団法人上越医師会)	院長	長房麻美	その他市長特認
	社会福祉法人妙高市社会福祉協議会	理事	須崎朋子	
	妙高市赤十字奉仕団	委員	竹内文子	

(定員25人 現在員25人)

## 資料 3

### 妙高市災害対策本部条例

昭和39年 4 月 1 日 条例第24号

改正

平成 8 年 3 月 22 日 条例第 8 号

平成24年 9 月 27 日 条例第22号

(目的)

**第 1 条** この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき妙高市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第 2 条** 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第 3 条** 災害対策本部長は必要と認めたときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第 4 条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

**第 5 条** 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 8 年 条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年 9 月 27 日 条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 4

### 妙高市災害対策本部規程

平成16年 7月30日訓令第55号

(趣旨)

**第1条** この規程は、妙高市災害対策本部条例(昭和39年新井市条例第24号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、妙高市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織及び会議)

**第2条** 災害対策本部長(以下「本部長」という。)には市長、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)には副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合における当該職務を代理する副本部長の順位は、次に掲げる順位とする。

(1) 副市長

(2) 教育長

3 本部長のもとに本部会議を置く。

4 本部会議は、別表第1に掲げる本部員をもって構成し、防災に関する重要事項について協議する。

5 本部に部を置き、部の下に班を置く。

6 部長、班長及び班員は、別表第2に掲げるとおりとする。

(業務分掌)

**第3条** 前条に規定する部及び班の業務は、別表第3に掲げるとおりとする。

(本部連絡員)

**第4条** 本部に本部連絡員を置き、各部長が所属班員のうちから指名する者をもってこれに充てる。

2 本部連絡員は、本部から指示があった場合、本部において服務し、所属部との連絡並びに所属部に関する被害及び災害対策活動に関する情報、資料の整理等の事務に従事する。

(部長の職務)

**第5条** 部長は、本部長及び副本部長を補佐し、班長を指揮監督する。

2 部長に事故あるとき、又は欠けたときは、本部長の指名するものをもって充てる。

(班長の職務)

**第6条** 班長は、上司の命を受け、その業務を処理し、所属の班員を指揮監督する。

2 班長は、班の業務を処理するため、あらかじめ班員の担当する業務を定めておくとともに、その体制を整備しておかなければならない。

(本部の開設及び閉鎖)

**第7条** 本部を開設する場合は、おおむね次のとおりとする。

(1) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

(2) 新潟県災害救助条例(昭和39年新潟県条例第77号)が適用される災害が発生したとき。

(3) その他本部長が必要と認めたとき。

2 本部を閉鎖する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 災害発生のおそれが解消したとき。

(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。

(3) その他本部長が適当と認めたとき。

(本部開設前の措置)

**第8条** 総務部長は、予警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置するものとする。

(1) 予警報及び情報の収集並びに関係機関との連絡調整

(2) 人員配備の指示

(3) 関係部との連絡調整

2 休日又は勤務時間外において警報又は異状な情報を受けた者は、直ちに総務部長に通報して指示を受け、関係部長に通報しなければならない。

(非常配備の基準、配備計画等)

**第9条** 本部は、被害を最小限に防止するため迅速に非常配備体制を整えなければならない。

2 非常配備の種別は、第1配備、第2配備又は第3配備とし、内容等の基準については、別表第4に掲げるとおりとする。

3 前項の基準に基づく人員配備計画は別表第5に掲げるとおりとし、部長及び班長は、あらかじめ配備種別に応じた職員を指定し、徹底しておくものとする。

(第1配備下の体制)

**第10条** 第1配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

(1) 総務班長は、総務部長の指示に基づき、県及び関係機関との連絡をとり、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係部長に連絡しなければならない。

(2) 本部長は、必要に応じて関係部長を招集し、情報を聴取し、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。

(3) 配備につく班員は、所属する班長の指示する場所に待機し、必要な措置をとるものとする。

(4) 第2配備へ移行が考えられる場合は、関係部による情報連絡室を設置するものとする。

(第2配備下の体制)

**第11条** 第2配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

(1) 体制を強化するため、警戒本部を開設する。

(2) 警戒本部長には、副市長をもって充てる。

(3) 各部長は、所掌事務に係る情報を収集し、連絡体制を強化する。

(4) 部長及び班長は、次に掲げる措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

ア 災害の現況について班員に周知し、所要の人員を非常配備につかせる。

イ 装備、物資、器材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(第3配備下の体制)

**第12条** 第3配備が指令された場合、各部とも災害応急対策に全力を傾注するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ本部長に報告する。

(非常配備の開始及び解除)

**第13条** 各部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令する。

(その他の事項)

**第14条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成16年7月30日から施行する。

## 別表第1 (第2条関係)

### 妙高市災害対策本部員

役名	職名
本部長	市長
副本部長	副市長
〃	教育長
本部員	総務課長
〃	企画政策課長
〃	財務課長
〃	地域共生課長
〃	市民税務課長

〃	建設課長
〃	環境生活課長
〃	福祉介護課長
〃	健康保険課長
〃	農林課長
〃	観光商工課長
〃	妙高高原支所長
〃	妙高支所長
〃	会計課長
〃	上下水道局長
〃	こども教育課長
〃	生涯学習課長
〃	議会事務局長
〃	監査委員事務局長
〃	農業委員会事務局長

別表第2 (第2条関係)

妙高市災害対策本部組織図

本部長	副本部長	部名	部長	班名	班長	班員
市長	副市長 教育長	総務部	総務課長	総務班	総務課長補佐	総務課員
				情報班	企画政策課長	企画政策課員
				財務班	財務課長	財務課員
				地域班	地域共生課長	地域共生課員
				会計班	会計課長	会計課員
				妙高高原支所班	妙高高原支所長	妙高高原支所職員
				妙高支所班	妙高支所長	妙高支所職員
				議会班	議会事務局長	議会事務局員
		予備班	監査委員事務局長	監査委員事務局員		
		建設部	建設課長	庶務・情報班	建設課長補佐	建設課員
				河川・道路班	建設係長	建設課員
				水防・資材班	雪水対策係長	建設課員
				都市計画班	まちづくり係長	建設課員
				建築班	建築住宅係長	建設課員
		民生環境部	福祉介護課長	福祉介護班	福祉介護課長補佐	福祉介護課員
				保健医療班	健康保険課長	健康保険課員
				環境生活班	環境生活課長	環境生活課員
				避難対策班	市民税務課長	市民税務課員
		経済部	観光商工課長	農林班	農林課長	農林課員、農業委員会事務局員
				観光商工班	観光商工課長補佐	観光商工課員
		上下水道部	上下水道局長	庶務・情報班	上下水道局次長	上下水道局員
				上下水道班	各施設整備係長	上下水道局員
		教育部	こども教育課長	学校教育班	こども教育課長補佐	こども教育課員 学校施設関係職員
				幼児教育班	こども教育課長	こども教育課員

					補佐	認定こども園・ 保育園職員
				社会教育班	生涯学習課長	生涯学習課員 社会教育施設関 係職員

別表第3（第3条関係）

妙高市災害対策本部業務分掌

部	班	業務	担当課
総務部	総務班	1 本部の設置及び閉鎖に関する事 2 災害対策本部の庶務及び本部会議に関する事 3 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 4 各部との連絡及び応援職員の調整に関する事 5 自衛隊の派遣要請に関する事 6 車両の確保及び配車に関する事 7 気象情報の収集及び伝達に関する事 8 被害記録の作成に関する事 9 県への連絡及び被害報告に関する事 10 消防団との連絡調整に関する事 11 避難指示、警戒区域の設定に関する事 12 無線通信の統括に関する事 13 県、他市町村、応援協定団体等に対する応援要請及び受 入れ調整に関する事 14 災害救助法(昭和22年法律第118号)、新潟県災害救助条例 (昭和39年新潟県条例第77号)及び妙高市災害救助条例(昭和 49年新井市条例第27号)の適用に関する事 15 被災者生活再建支援金に関する事 16 情報システム等の被害調査及び復旧に関する事 17 その他各部に属さない事項に関する事	総務課
	情報班	1 市民及び報道機関等への広報に関する事 2 国、県等関係機関からの情報収集、整理に関する事 3 被害情報の集計に関する事 4 国、県等への要望・陳情に関する事 5 国及び県機関、国県議会議員等の視察、調査の調整に 関する事	企画政策課
	財務班	1 災害対策に係る予算の編成及び執行管理に関する事 2 災害対策の財源措置に関する事 3 市有財産の被害調査に関する事 4 各部の救援用資機材、物資の調達調整に関する事 5 公共用地の確保及び運用に関する事 6 土地建物等の一時使用に関する事	財務課
	地域班	1 被害情報の収集及び関係各班への報告に関する事 2 町内会、自主防災組織等との連絡調整に関する事 3 避難所との連絡調整に関する事 4 支所班との連絡調整に関する事 5 居住外国人に対する支援に関する事 6 空き家対応に関する事	地域共生課

	会計班	1 出納経理に関する事。 2 救援資金及び義援金等の受入れに関する事。	会計課
	妙高高原支所班	1 被害情報の収集及び関係各班への報告に関する事。 2 応急現地対策に関する事。 3 広報に関する事。	妙高高原支所
	妙高支所班	1 被害情報の収集及び関係各班への報告に関する事。 2 応急現地対策に関する事。 3 広報に関する事。	妙高支所
	議会班	1 議員との連絡調整に関する事。	議会事務局
	予備班	1 部内各班の応援に関する事。	監査委員事務局
建設部	庶務・情報班	1 災害情報の収集に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 部内各班の調整、庶務に関する事。	建設課
	河川・道路班	1 道路、橋梁、その他公共土木施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事。 2 土砂災害対策に関する事。 3 交通途絶箇所及び迂回路の公示及び交通規制に関する事。 4 被災宅地危険度判定に関する事。 5 土石及び竹木の除去に関する事。	建設課
	水防・資材班	1 水防活動の連絡調整に関する事。 2 応急資機材の調達及び搬送に関する事。 3 道路等の除排雪計画及び実施に関する事。	建設課
	都市計画班	1 都市計画施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事。 2 都市公園の一時使用に関する事。	建設課
	建築班	1 建築物の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事。 2 市営住宅等の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 建築物の応急危険度判定に関する事。 4 応急仮設住宅等の建設に関する事。 5 被害住宅復興資金に関する事。	建設課
民生環境部	福祉介護班	1 社会福祉施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事。 2 災害時要援護者の避難、救援及び被害調査に関する事。 3 社会福祉団体との連絡調整及び協力要請に関する事。 4 緊急炊き出しに関する事。 5 義援物資の受入れ及び配分に関する事。 6 ボランティアに関する事。 7 被災者に対する応急品の給与に関する事。 8 被災者に対する福祉相談に関する事。 9 災害義援金の給付配分に関する事。	福祉介護課
	保健医療班	1 医療施設の被害調査に関する事。 2 医師会との連絡及び協力要請に関する事。 3 救護所の設置及び応急医療救護に関する事。 4 感染症予防に関する事。 5 防疫対策に関する事。 6 医療用資機材、医薬品及び衛生材料の確保に関する事。 7 被災者に対する保健相談、こころのケアに関する事。	健康保険課

	環境生活班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 清掃並びに塵芥及びし尿処理に関する事。</li> <li>2 災害廃棄物の処理に関する事。</li> <li>3 企業の公害発生防止指導に関する事。</li> <li>4 ねずみ族、害虫等の駆除に関する事。</li> <li>5 遺体の収容及び埋火葬に関する事。</li> <li>6 死亡獣畜等の処理に関する事。</li> <li>7 防犯及び交通安全対策に関する事。</li> <li>8 バス運行対策に関する事。</li> <li>9 愛玩動物に関する事。</li> </ol>	環境生活課
	避難対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設及び管理運営に関する事。</li> <li>2 避難者名簿の作成に関する事。</li> <li>3 家屋等の被害調査に関する事。</li> <li>4 被災世帯の調査に関する事。</li> <li>5 り災者名簿作成及びり災（被災）証明発行に関する事。</li> <li>6 り災相談所の開設に関する事。</li> <li>7 市税の減免及び徴収猶予に関する事。</li> </ol>	市民税務課
経済部	農林班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料及び生活必需品の配送に関する事。</li> <li>2 主要食糧の確保に関する事。</li> <li>3 農林施設等の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>4 農林業者の被害調査及び報告に関する事。</li> <li>5 農産物の応急措置に関する事。</li> <li>6 農林関係機関、団体との連絡調整に関する事。</li> <li>7 農林業者に対する融資に関する事。</li> <li>8 家畜伝染病の防疫に関する事。</li> </ol>	農林課、農業委員会事務局
	観光商工班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料及び生活必需品の調達、供給に関する事。</li> <li>2 物資集積所の管理に関する事。</li> <li>3 観光商工施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>4 観光商工業者の被害調査に関する事。</li> <li>5 観光商工業者に対する融資に関する事。</li> <li>6 雇用対策に関する事。</li> </ol>	観光商工課
上下水道部	庶務・情報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集に関する事。</li> <li>2 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 部内各班の調整、庶務に関する事。</li> </ol>	上下水道局
	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 飲料水の確保及び臨時給水に関する事。</li> </ol>	上下水道局
教育部	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 児童生徒の避難指導に関する事。</li> <li>3 児童生徒の安否確認、こころのケアに関する事。</li> <li>4 応急教育及び学用品給付に関する事。</li> <li>5 避難所の開設及び管理運営に関する事。</li> <li>6 各学校との連絡調整に関する事。</li> <li>7 学校施設の災害時の使用に関する事。</li> <li>8 教職員の動員に関する事。</li> <li>9 教育関係義援金の受入れに関する事。</li> </ol>	こども教育課

幼児教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育園、認定こども園、ひばり園、放課後児童クラブ、子育て広場の災害予防、被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>2 園児、児童、利用者の避難指示に関すること。</li> <li>3 園児、児童、利用者の安否確認、こころのケアに関すること。</li> <li>4 避難所の開設及び管理運営に関すること。</li> </ol>	こども教育課
社会教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設、スポーツ施設、文化財の災害予防、被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>2 避難所の開設及び管理運営に関すること。</li> <li>3 社会教育施設、スポーツ施設の災害時の使用に関すること。</li> </ol>	生涯学習課

備考 この表に定める業務分掌により難しい場合は、本部長がその都度業務分掌を定める。

#### 別表第4（第9条関係）

##### 妙高市災害対策本部配備体制

第1配備体制 (注意体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新潟地方気象台が大雨、強風、大雪、又は洪水等の注意報を発表したときで、局地的な災害の発生が予想される時。</li> <li>2 新潟地方気象台が大雨、暴風、大雪又は洪水等の警報を発表したとき。</li> <li>3 新潟県・新潟地方気象台が土砂災害警戒情報を発表したとき。</li> <li>4 新潟県知事が水防警報を発表したとき。</li> <li>5 市内で最大震度4の地震が発生したとき。</li> </ol>	<p>特に関係ある部班の指定職員をもって情報収集活動、災害応急活動が円滑に実施できる体制とする。</p> <p>第2配備体制へ移行が考えられる場合は、関係部による情報連絡室を設置するものとする。</p>
第2配備体制 (警戒体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局地的な被害が発生したとき、又は市全域にわたって災害が発生するおそれがあるとき。</li> <li>2 市内で最大震度5弱の地震が発生したとき。</li> </ol>	<p>警戒本部を設置し、各部班指定職員をもって災害応急活動、救助救護活動及び復旧対策活動等に対処できる体制とする。</p> <p>事態の推移に伴い、速やかに第3配備に移行しうる体制とする。</p>
第3配備体制 (非常体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 風水害、大雪等により市内の広範囲に災害が発生したとき。</li> <li>2 市内で最大震度5強以上の地震が発生したとき。</li> <li>3 その他状況により、本部長が必要と認めたとき。</li> </ol>	<p>災害対策本部を設置し、全職員が災害応急対策に従事する。</p>

#### 別表第5（第9条関係）

##### 妙高市災害対策本部人員配備計画

課名等\配備状況	第1配備	第2配備	第3配備
	(注意体制)	(警戒体制)	(非常体制)
総務課	指定職員	全職員	全職員
企画政策課	〃	指定職員	〃
財務課		〃	〃
地域共生課	指定職員	〃	〃
市民税務課		〃	〃

建設課	指定職員	〃	〃
環境生活課		〃	〃
福祉介護課		〃	〃
健康保険課		〃	〃
農林課	指定職員	〃	〃
観光商工課		〃	〃
妙高高原支所	指定職員	〃	〃
妙高支所	〃	〃	〃
会計課		〃	〃
上下水道局	指定職員	〃	〃
こども教育課	〃	〃	〃
生涯学習課		〃	〃
議会事務局		〃	〃
監査委員事務局		〃	〃
農業委員会事務局		〃	〃

## 資料 5

### 妙高市災害救助条例

昭和49年4月16日条例第27号

改正

昭和50年10月6日条例第40号

平成16年12月16日条例第43号

(目的)

**第1条** この条例は、災害に際して、市が応急に必要な救助を行い災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

**第2条** この条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が8以上に達した場合
  - (2) 前号の基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し市長が特に必要と認めた場合
  - (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合
- 2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊し又は半焼した等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(救助の種類等)

**第3条** 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
  - (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
  - (4) 災害にかかった者の救出
  - (5) 応急仮設住宅の設置
  - (6) 災害にかかった住宅の応急修理
  - (7) 障害物の除去
- 2 前項第5号、第6号及び第7号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

**第4条** 救助の程度、方法及び期間は災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）第5条の規定に準じて行うものとする。

- 2 市長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず救助の期間を延長して行うものとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和50年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年条例第43号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 資料6

### 妙高市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年5月4日条例第29号

#### 改正

昭和50年3月27日条例第11号

昭和50年12月25日条例第45号

昭和51年12月20日条例第30号

昭和53年6月27日条例第22号

昭和56年7月1日条例第20号

昭和57年12月27日条例第23号

昭和62年3月26日条例第8号

平成3年12月17日条例第40号

平成23年12月20日条例第24号

平成31年3月22日条例第3号

令和元年12月21日条例第39号

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)並びに新潟県災害弔慰金等に関する要綱の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地這り、地震、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、妙高市の区域内に住所を有した者をいう。

#### 第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

**第3条** 市は、市民が令第1条に規定する災害又は新潟県災害救助条例(昭和39年新潟県条例第77号)が適用された災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

**第4条** 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

**第5条** 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

**第6条** 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

**第7条** 災害弔慰金は、次の各号の一に該当する場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別な事情があるため市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

**第8条** 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

**第9条** 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

**第10条** 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

**第11条** 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

**第12条** 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものと

する。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

**第13条** 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは、「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

(利率)

**第14条** 災害援護資金は、無利子とする。

(保証人)

**第15条** 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

**第16条** 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

2 災害援護資金の償還方法は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とし、償還額は元金均等の償還方法とする。ただし、繰上償還をする場合はこの限りでない。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

## 第5章 補則

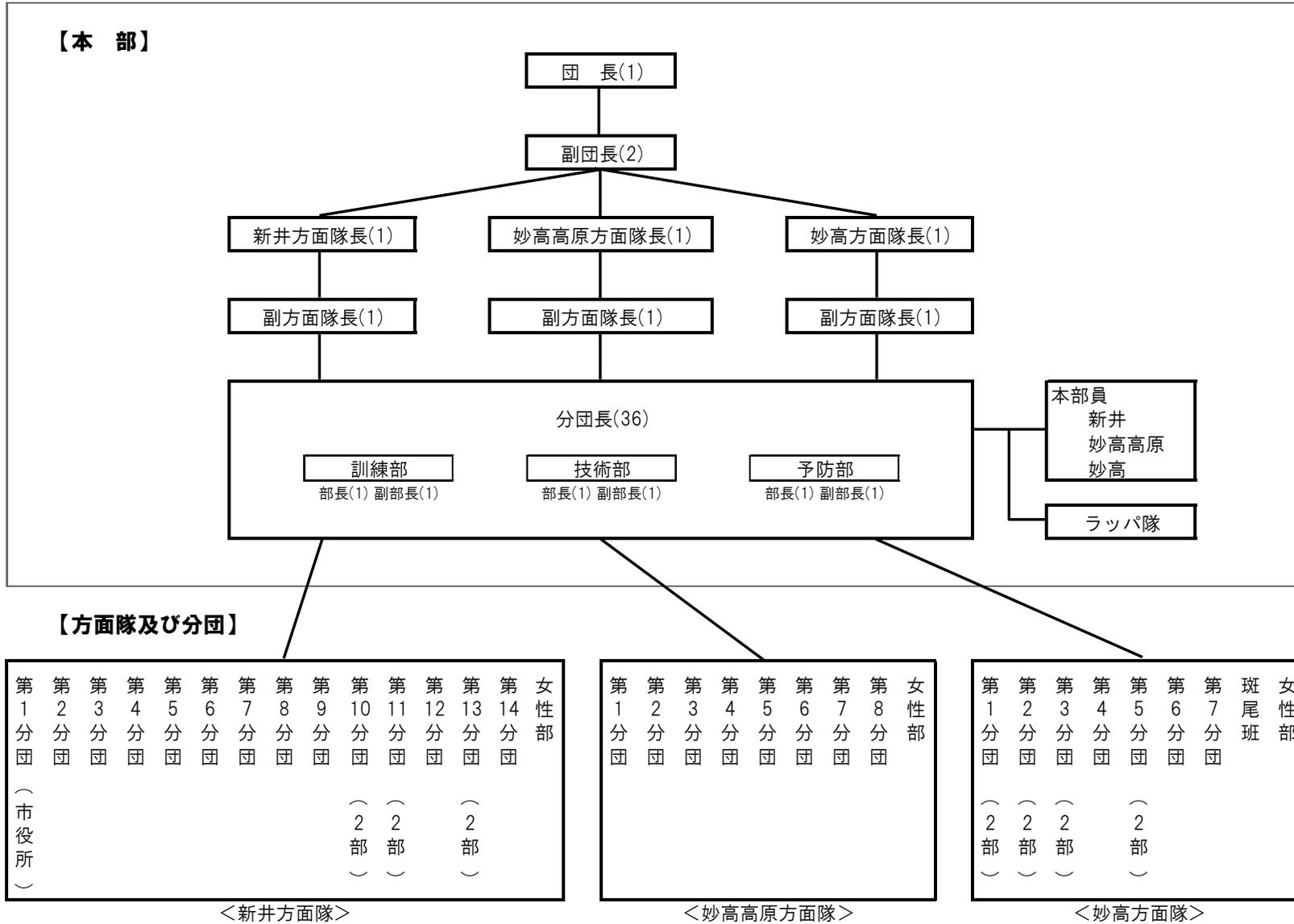
(規則への委任)

**第17条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年1月1日から適用する。

《妙高市消防団組織図》



資料 8

妙高市消防団火災発生時における出動計画

<新井方面隊>

火災発生地域		応援出動分団	
分団・部	管轄区域	第 1 次出動	第 2 次出動
1	第 1 分団（市役所分団）の出動（原則） ・平日日中(午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分) … 旧新井市全域 ・平日夜間及び土曜、日曜、祝祭日 … 旧新井地区市街地(2、3、4、5 分団管轄区域)		
2	田町、朝日町、栄町、上町、中町、白山町、白山町北部、錦町	3、4、5、6、7、8、12	左記以外の全分団
3	本田北部、本田南部、横町、経塚町、広田町、学校町、渋江町、末広町	2、4、5、6、7、8、12	
4	美守、諏訪町、中央町、関川町、高柳、新井東部工場団地	2、3、5、10-2、11-1、11-2、12	
5	東雲町、元町、下町、石塚町、大崎町、新栄町、新井工場団地	2、3、4、8、9、10-2、11-1	
6	志、三本木新田、東志、上中、新井新田、菅沼、西菅沼新田	2、3、4、5、7、8、12	
7	窪松原、両善寺、西野谷本田、西野谷新田	2、3、4、5、6、8、12	
8	三ツ俣、東長森、西長森、猪野山、小丸山新田、藤塚新田、四新田、梨木、五日市、上四ツ屋	3、5、6、7、9、10-1、10-2	
9	下十日市、上十日市、東乙吉、西乙吉、佐川、籠町、青田、宮内、神宮寺、雪森、飛田、飛田新田、岡崎新田、南葉町	4、5、6、8、10-1、10-2、11-1	
10	1 柳井田、栗原、広島、上百々	4、5、8、9、10-2、11-1、11-2	
	2 月岡、国賀	4、5、8、9、10-1、11-1、11-2	
11	1 北条（一部を除く）、吉木第 2 の一部、吉木第 3	2、4、5、10-1、10-2、11-2、12	
	2 北条の一部、吉木第 1、吉木第 2（一部を除く）、西条、上新保	4、5、10-1、10-2、11-1、12、13-1	
12	姫川原、中宿、川上、巻淵	2、3、11-1、11-2、13-1、13-2、14	
13	1 除戸、上堀之内、下濁川、和屋、上濁川、中横山、木成、小濁、上馬場、小局、東菅沼、芦ノ沢、大貝、上小沢、大濁、坪山	3、11-1、11-2、12、13-2、14	
	2 大原新田、小原新田、楡島、東関、大沢新田、猿橋、長沢原、上平丸、下平丸、寸分道	3、11-1、11-2、12、13-1、14	
14	長沢	4、11-1、11-2、12、13-1、13-2	

※第 1 分団（市役所分団）の出動（原則）

- ・平日日中(午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分) … 旧新井市全域
- ・平日夜間及び土曜、日曜、祝祭日 … 旧新井地区市街地(2、3、4、5 分団管轄区域)

<妙高高原方面隊>

火災発生地域		応援出動分団	
分団・部	管轄区域	第1次出動	第2次出動
1	杉野沢	全分団	-
2	関川のうち池の平区域		
3	関川のうち関川区域		
4	関川のうち妙高区域		
5	田口、蔵々、兼俣、関川のうち旭町、毛祝坂		
6	赤倉		
7	田切、新赤倉、東赤倉		
8	二俣		

<妙高方面隊>

火災発生地域		応援出動分団	
分団・部	管轄区域	第1次出動	第2次出動
1	1 関山のうち東町の区域、上中村新田及び葎生のうち高峯の区域	1-2、2-1、2-2、3-1、3-2	4、5-1、5-2、6、7
	2 関山のうち寿町・末広町、中央町の区域	1-1、2-1、2-2、3-1、3-2	4、5-1、5-2、6、7
2	1 坂口新田、関山のうち大洞原の区域	1-1、1-2、2-2、3-1、3-2	4、5-1、5-2、6、7
	2 関山のうち小野沢・横町の区域	1-1、1-2、2-1、3-1、3-2	4、5-1、5-2、6、7
3	1 関山のうち仲町・新栄町・関温泉・燕温泉の区域	1-1、1-2、2-1、2-2、3-2	4、5-1、5-2、6、7
	2 関山のうち北沢の区域	1-1、1-2、2-1、2-2、3-1	4、5-1、5-2、6、7
4	上中村新田(高峯を除く)、大谷、住吉、桶海	1-1、1-2、4、5-1、5-2、6、7	2-1、2-2、3-1、3-2
5	1 葎生(高峯を除く)	1-1、1-2、4、5-2、6、7	2-1、2-2、3-1、3-2
	2 東四ツ屋新田、東福田新田、花房、田中村新田、岡新田	1-1、1-2、4、5-1、6、7	2-1、2-2、3-1、3-2
6	橋本新田、中島新田、東田屋新田、上大塚新田、坂下新田、寺尾、中原新田、今府、祖父竹、窪田新田。西田屋新田	1-1、1-2、4、5-1、5-2、7	2-1、2-2、3-1、3-2
7	大鹿、土路、樽本(斑尾を除く)	1-1、1-2、4、5-1、5-2、6	2-1、2-2、3-1、3-2
斑尾班	樽本のうち斑尾の区域	1-1、1-2、7	

※応援出動は原則として方面隊内での出動とし、それ以外は要請に基づき対応する。

ただし、次の場合は、相互に第1次出動とする。

- ① 新井方面隊第13分団第2部と妙高方面隊第6分団
- ② 妙高高原方面隊第6分団と妙高方面隊第3分団第1部(関・燕) ※冬期間は除く
- ③ 妙高高原方面隊第7分団・第8分団と妙高方面隊第2分団第1部
- ④ 斑尾地区へは新井方面隊第14分団、妙高高原方面隊第4・第5分団も1次出動する。

※大規模な林野火災などではこの限りでないで、分団長は方面隊長と連絡を取り合い、臨機応変に対応すること。

## 資料9 砂防指定区域

(新井地域)

河川名	指 定		摘 要
	延長 (m)	面積 (ha)	
小 濁 川	2,400	5.80	
北 沢 川	450	2.29	
馬 場 川	7,790	18.56	
鍛 冶 屋 沢	320	1.59	
滝 沢 川	2,250	160.50	
宮 沢 川	1,300	2.24	
池 田 川	700	30.69	
谷 の 沢	850	50.00	
金 見 沢	270	2.94	
前 川	1,700	64.84	
羽 山 沢	110	0.02	
羽 山 沢	900	65.00	
つ づ り 沢			
谷 内 田 沢			
寸 分 道 川	2,520	42.66	
平 丸 川	6,550	18.40	
霧 谷 川	3,650	12.16	
古 宇 座 川	2,740	33.09	
小 林 沢 川	500	0.24	
深 沢 川	250	0.01	
中 江 沢 川	300	119.25	
じゃ香沢川	450	0.04	
大 平 沢 川	300	0.02	
十二平沢川	300	0.01	
嫁 沢 川	330	0.01	
長 沢 川	7,100	8.02	
中 栗 川	1,000	35.21	
番 場 川	780	0.22	
倉 下 沢	470	4.70	
よ し 尾 沢	1,000	64.30	
青 田 川	2,800	18.13	
山 川	3,500	22.13	
中 ノ 又 川	800	26.12	
内 川	2,710	7.17	
御 備 川 及 び 支 川	6,917	126.86	
万 内 川	4,500	1,180.00	
重 倉 川	510	2.79	
中 野 川	2,195	5.63	
十 三 川	1,350	6.69	
宮 沢 川	280	5.78	
渋 江 川	7,960	24.62	
小 局 川	850	52.00	
飯 喰 沢	1,000	3.30	

間戸川	700	3.09	
北ノ沢川	1,100	2.65	
稗田川	2,200	14.06	
霧谷川	1,505	14.78	
矢代川	8,480	52.49	旧中郷村含む
片貝川	3,100	7.82	
長沢原沢	—	1.69	
三ツ俣穴沢	1,000	30.67	
穴沢	850	21.28	
北之沢川	800	13.33	
大沢	1,200	25.01	
北の沢川	510	0.10	
東菅沼川	116	0.42	
一の沢川	136	0.60	
沢田	130	0.32	
南沢	42	0.51	
ぼうのり川	155	0.89	
計	104,676	2,413.74	

(妙高高原地域)

河川名	指 定		摘 要
	延長 (m)	面積 (ha)	
白田切川	5,430	36.28	
深沢	1,960	9.07	
郷田切川	3,760	16.88	
小二俣川及び支川	4,900	19.70	
西谷川	4,480	64.99	
太田切川	1,880	64.27	
関川	1,175	4.31	
計	23,585	215.50	

(妙高地域)

河川名	指 定		摘 要
	延長 (m)	面積 (ha)	
土路川	8,700	25.34	
向の入川	480	2.94	
九ッ沢川	1,500	11.25	
北沢川	680	3.04	
綱之沢川	1,700	40.75	
谷内沢	1,000	3.32	
前沢	900	0.90	
坊主川及び支川	2,900	7.10	
宮沢川	360	1.75	
太田切川	—	2.55	
大谷沢	140	0.97	
計	18,360	99.91	

## 資料 10 地すべり防止区域

ア 国土交通省所管

(新井地域)

防止区域名	面積 (ha)	摘 要
寸分道	79.01	
羽山	94.00	
大平	60.00	
マセ	46.97	
滝之脇	45.39	
細野沢	29.00	
猪野山	23.00	
倉下	20.50	
よしお沢	97.38	
鳥屋	39.15	
平丸	115.00	
上小沢	92.50	
小局	72.60	
小濁	76.30	
馬場	182.10	
大濁	106.80	
花立	201.20	
カヤバ	158.50	
日ノ沢	126.40	
中栗	116.80	
尼兼	159.80	
下濁川	33.30	
坂井平	39.60	
北ノ入	36.36	
計 24 箇所	2,051.66	

(妙高地域)

防止区域名	面積 (ha)	摘 要
樽本	343.09	
土路	305.00	
計 2 箇所	648.09	

(妙高砂防事務所)

## イ 農村振興局所管

(新井地域)

農村振興局

防止区域名	所在地	面積(ha)	水系名	告示年月日	備 考
風 張	上平丸	30.27	霧谷川	S37. 2. 13	
上 鳥 越	上小沢	18.18	池田川	S40. 7. 29	
木 成	木 成	132.17	木成川	S49. 2. 20	
ぶ の う	長 沢	70.48	土路川	S54. 3. 31	
あ ぎ み	上小沢	34.25	馬場川	S55. 3. 17	
あてら田	長 沢	99.36	長沢川	S59. 3. 12	
さかい沢	長 沢	76.79	土路川	S63. 3. 22	
計 7 箇所		461.50			

(妙高高原地域)

農村振興局

防止区域名	所在地	面積(ha)	水系名	告示年月日	備 考
笹ヶ峰	杉野沢	137.03	関川・真川 ニグロ川	S63. 10. 17 H4. 4. 4	
〃	〃	0.92	関川 ニグロ川	H5. 7. 15	
〃	〃	4.63	〃	H9. 6. 18	
〃	〃	10.61	〃	H16. 2. 9	
計 1 箇所		153.19			

## ウ 林野庁所管

(新井地域)

防止区域名	所在地	面積(ha)	水系名	告示年月日	備 考
八 幡	上平丸	69.39	—	S37. 8. 4	
井 沢	長 沢	40.85	—	S37. 8. 4	
河 内	長 沢	118.70	—	S46. 10. 26	
曾 別 当	上平丸	111.54	—	S50. 3. 17	
上小沢上	上小沢	57.10	—	S50. 2. 21	
久 保 田	姫川原	28.91	—	S54. 4. 25	
嫁 沢	上平丸	72.18	—	S56. 3. 13	
姫 川 原	姫川原	112.54	—	S56. 3. 13	
ア ミ ダ	上小沢	71.47	—	H 9. 2. 21	
青 田	青 田	24.33	—	H13. 9. 11	
吉 木	吉 木	25.10	—	H16. 2. 3	
番 匠 窪	上平丸	80.60	—	H16. 2. 3	
計 12 箇所		812.71			

## 資料 1 1 地すべり危険箇所

(国土交通省所管)

整理番号	箇所名	地名	面積 (ha)
217.01	小 局	小局、東菅沼	74.5
217.02	馬 場	上 馬 場	208.9
217.03	大 濁	大 濁	69.9
217.04	滝 之 脇	上 小 沢	75.8
217.05	上 小 沢	上 小 沢	96.7
217.06	羽 山	上 小 沢	118.8
217.07	大 平	上 小 沢	58.3
217.08	寸 分 道	下 平 丸	68.6
217.09	平 丸	下 平 丸	136.2
217.10	よ し お 沢	長 沢	116.5
217.11	吉 木	吉 木	19.6
217.12	光 明 寺 新 田	川 上	7.5
217.13	小 濁	小 濁	98.6
217.14	芦 ノ 沢	東 菅 沼	23.4
217.15	中 栗	長 沢	140.5
217.16	マ セ	大 濁	39.3
217.17	尼 兼	上 小 沢	100.6
217.18	上 濁 川	上 濁 川	46.7
217.19	長 沢 原	長 沢 原	25.6
217.20	霧 谷 川	下 平 丸	23.7
217.21	カ ヤ バ	小 局	192.7
217.22	下 平 丸	下 平 丸	10.7
217.23	花 立	下 平 丸	221.0
217.24	日 ノ 沢	小 局	123.8
217.25	倉 下	長 沢	31.3
217.26	鳥 屋	長 沢	84.0
217.27	猪 野 山	猪 野 山	57.3
217.28	細 野 沢	下 平 丸	37.6
217.29	下 濁 川	下 濁 川	52.3
217.30	青 田	青 田	56.5
547.01	土 路	土 路	330.9
547.02	樽 本	樽 本	549.4
計	32 箇所		3,297.2

## 資料 1 2 急傾斜地崩壊危険区域

番号	区域名	面積 (ha)	告示年月日	所在地
19	三反田	3.54	S48.3.20	妙高市大字下濁川
20	下沖	3.95	S48.3.20	妙高市大字下濁川
341	相久保	0.23	H6.3.25	妙高市大字猿橋
364	姫川原	0.19	H10.2.20	妙高市大字姫川原
40	田口	2.72	S49.3.22	妙高市大字関川
164	田口南	0.28	S58.4.26	妙高市大字田口
402	西裏	0.31	H12.7.4	妙高市大字田切
523	小原新田	0.66	H28.2.9	妙高市大字小原新田

(妙高砂防事務所)

## 資料 1 3 山腹崩壊危険地区

	箇所数		計	民有林 面積 (ha)
	国有林	民有林		
妙高市	6	55	61	148.0

(林野庁)

## 資料 1 4 崩壊土砂流出危険地区

	箇所数		計	民有林 面積 (ha)
	国有林	民有林		
妙高市	4	90	94	147.8

(林野庁)

資料 15 土石流危険溪流

溪流番号	溪流	大字名
217-I-001	澤戸川	西条
217-I-002	一の沢川	川上
217-I-003	西岸寺沢	川上
217-I-004	頭無川	川上
217-I-005	北沢川	下濁川
217-I-006	大久保川	下濁川
217-I-007	北ノ沢川	上濁川
217-I-008	沢	上馬場
217-I-009	鍛冶屋川	上馬場
217-I-010	池田川	大濁
217-I-011	前川	上小沢
217-I-012	谷ノ沢川	大濁
217-I-013	屋敷ぞえ川	大濁
217-I-014	小局川	小局
217-I-015	東菅沼川	東菅沼
217-I-016	小林沢川	下平丸
217-I-017	中江沢	上平丸
217-I-018	大平沢川	上平丸
217-I-019	滝ノ入沢	上平丸
217-I-020	平丸川	上平丸
217-I-021	古宇座川	上平丸
217-I-022	長沢原川	長沢原
217-I-023	南沢	長沢原
217-I-024	中栗沢	長沢
217-I-025	番場川	長沢
217-I-026	よし田沢川	長沢
217-I-027	霧谷川	長沢
217-I-028	大沢	除戸
217-I-029	上堀之内沢	除戸
217-I-030	谷沢	上堀之内
217-I-031	よしみず沢	坂井平
217-I-032	江ノ口沢	久保田
217-I-033	中野沢	西野谷新田
217-I-034	モグリ沢	西野谷
217-I-035	万内川	西野谷
217-I-036	重倉川	西野谷
217-I-037	穴沢	三ツ俣
217-I-038	三ツ俣沢	三ツ俣
217-I-039	穴沢	猪野山
217-I-040	内川	猪野山
217-I-041	中ノ又川	猪野山
217-I-042	猪野山沢	猪野山
217-I-043	山川	籠町
217-I-044	籠町沢	宮内
217-I-045	カニ沢	雪森
217-I-046	青田沢	青田
217-I-047	青田川	青田
217-II-001	(巻淵)	川上
217-II-002	北の沢	巻淵
217-II-003	小濁川	下濁川
217-II-004	南小局沢	小局
217-II-005	細野沢	下平丸
217-II-006	東中栗沢	長沢
217-II-007	倉下沢	長沢
217-II-008	東長沢原沢	長沢
217-II-009	雨降沢	麻芋田

溪流番号	溪流	大字名
217-II-010	御備川	両善寺
217-II-011	池ノ尻沢	猪野山
217-J-001	追輪沢	吉木
217-J-002	ための沢	吉木
217-J-003	(川上)	川上
217-J-004	畦盛川	久保田
217-J-005	(麻芋田)	麻芋田
217-J-006	(西野谷)	西野谷
217-J-007	(西野谷)	西野谷
217-J-008	(西野谷)	西野谷
217-J-009	ガン沢	西長森
217-J-010	(猪野山)	猪野山
217-J-011	(猪野山)	猪野山
217-J-012	(新保新田)	新保新田
217-J-013	(新保新田)	新保新田
217-J-014	(新保新田)	新保新田
545-I-001	大沢川	蔵々
545-I-002	兼俣川	兼俣
545-I-003	西谷川	杉野沢
545-I-004	(関川第一)	関川
545-I-005	(関川第一)	関川
545-I-006	キネズミ川	関川
545-I-007	(豊橋)	東赤倉
545-I-008	(豊橋)	東赤倉
545-I-009	二本杉沢	東赤倉
545-I-010	白田切川	田切
545-I-011	新赤倉沢	赤倉
545-II-001	(二俣第三)	二俣
547-I-001	向の入川	土路
547-I-002	北沢川	樽本
547-I-003	中樽沢	樽本
547-I-004	上樽沢	樽本
547-I-005	前沢川	樽本
547-I-006	九つ沢	土路
547-I-007	諏訪社沢	土路
547-I-008	土路沢	土路
547-I-009	中橋沢	土路
547-I-010	桶海沢	桶海
547-I-011	和平沢	桶海
547-I-012	浄巖寺沢	桶海
547-I-013	浄巖寺小沢	桶海
547-I-014	聞弥寺沢	大谷
547-I-015	大久保沢	大谷
547-I-016	大谷沢	大谷
547-I-017	宮沢川	大谷
547-I-018	小野沢川	関山
547-I-019	北沢川	関山
547-I-020	南花房川	東福田新田
547-I-021	花房川	花房
547-I-022	田中川	田中村新田
547-I-023	今府沢	今府
547-I-024	祖父竹沢	祖父竹
547-I-025	寺尾沢	寺尾
547-I-026	澄川	矢代川上流
547-I-027	濁俣川	矢代川上流
547-J-001	二ツ林沢	大谷
547-J-002	大谷川	大谷
547-J-003	片貝川	関山

## 資料 16 雪崩発生危険箇所

### 凡 例

1. 番 号
  - A 保全対象に人家または人の利用する施設がある箇所
  - B 保全対象が道路のみの箇所
2. 箇所選定基準
  - 1 過去において保全対象に影響を及ぼす雪崩が発生したことのある箇所
  - 2 過去における雪崩は比較的小規模であったため、これまでは保全対象に影響を及ぼすまでに至らなかったが、積雪の状況によっては保全対象にまで影響が及ぶと予想される箇所
  - 3 過去において雪崩の発生はないが、山腹斜面の傾斜、植生の状況等から、積雪量、降雨、気温、強風等の気象条件の変化により雪崩の発生が予想される箇所
3. 山林の種類
 

民	民有林
民(保)	民有林(保安林)

### 新井地域

#### 分 類 A

番号	位置 図面 番号	位 置 大 字 字		箇所 選定 基準	山林 の 種類	保 全 対 象						防止施設 の状況
						人 家		人が使用する施設等		道 路		
						戸	人	施設の種類	飼育の頭数	延長 m	路線名	
1	A-1	東菅沼	屋敷添	1	民 (保)	4	18			市 70	上濁川分道線	階段工・柵工 (林)
2	A-2	上平丸	〃	2	〃	4	9			市 50	平丸寸分道線	柵工(林)
3	A-3	下平丸	細野	1	〃	3	14			市 50	細野線	階段工(林)
4	A-4	姫川原	池ノ上	1	〃	3	12					柵工(林)
5	A-5	下平丸	細野	1	〃	1	4			市 70	細野線	柵工(林)
6	A-6	〃	高所	1	〃	3	8			県 70	○飯山新井線	階段工(林)
7	A-7	〃	吉尾	1	〃			椎茸ハウス	3	市 80 農 20	長沢平丸線 向山線	柵工(林)
8	A-8	長沢	広瀬	2	〃			事務所	30			柵工・雪庇防 護柵
9	A-9	下平丸	藤内	1	民	3	7	山菜加工所	3			
10	A-10	上平丸	中江沢	2	〃	4	13	農業倉庫	5	市 100 県 70	平丸寸分道線 ○飯山飯山線	
11	A-11	大濁	池田	2	〃	1	7			県 20	○上小沢北条 線	
12	A-12	長沢	中栗	1	〃	1	4	農作業場	2			
13	A-13	上平丸	滝ノ入 沢	2	〃	3	7			市 70	平丸寸分道線	
14	A-14	小局	山際	1	〃	2	9			市 60	上濁川寸分道 線	
15	A-15	下濁川	千葉欠	2	〃	1	3					
16	A-16	小局	山際	2	〃	1	6					
17	A-17	猪野山	滝ノ前	1	〃	15	60			市 200	猪野山線	
18	A-18	上馬場	花園	2	〃	1	2					
19	A-19	下濁川	大平	2	〃			事業所	15	市 70	小濁線	
20	A-20	下平丸	向	2	〃			椎茸ハウス	3	市 80	北浦線	
21	A-21	猿橋	屋敷田	1	〃	1	2			県 50	○飯山新井線	

分類 B

番号	位置図 番号	道路		位置		延長 m	箇所選定 基準	山林の 種類	防止施設の状況
		種類	路線名	大字	字				
1	B-1	国	□292 号線	小原新田	跡坂	50	1	民	フェンス (土)
2	B-2	〃	〃	長沢原	コイド	50	1	〃	柵工 (土)
3	B-3	〃	〃	長沢	小局	200	1	〃	〃 (土)
4	B-4	〃	〃	〃	葭尾	200	1	〃	〃 (土)
5	B-5	県	○飯山新井線	猿橋	霧谷	50	1	〃	〃 (土)
6	B-6	〃	〃	下平丸	向龍	50	1	民(保)	
7	B-7	〃	〃	〃	瀧ノ沢	50	1	〃	
8	B-8	〃	〃	〃	高所	200	1	民	コンクリート擁壁 (土)
9	B-9	〃	〃	〃	〃	50	2	〃	柵工 (土)
10	B-10	〃	〃	上平丸	大滝	100	1	民(保)	
11	B-11	〃	○上小沢北条線	下濁川	欠下	100	2	民	柵工 (土)
12	B-12	〃	〃	上馬場	門口	100	1	〃	〃 (土)
13	B-13	〃	〃	〃	橋欠	100	1	〃	〃 (土)
14	B-14	林	高床線	姫川原	雨降沢	100	1	〃	
15	B-15	市	下濁川小濁線	下濁川	小濁戸	100	2	〃	柵工 (市)
16	B-16	〃	平丸寸分道 上小沢線	下平丸	風張	50	2	〃	柵工 (市)
17	B-17	〃	上濁川寸分道線	小局	屋敷添	50	1	〃	
18	B-18	市	細野線	下平丸	細野	100	2	〃	

妙高高原地域

分類 A

番号	位置 図面 番号	位置		箇所 選定 基準	山林 の 種類	保 全 対 象						防止施設 の状況
		大 字	字			人 家		人が使用する施設等		道 路		
						戸	人	施設の種類	使用人数	延長 m	路線名	
1		関川	宮林	2	民	6	17	倉庫	4	市 300		柵工
2		蔵々	上の台	2	民	10	43			市 600		
3		関川	堀ノ内	2	民	3	10	発電所 工場	10 80	県 400 市 400	笹ヶ峰線	

分類 B

番号	位置図 番号	道路		位置		延長 m	箇所選 定基準	山林の 種類	防止施設の状況
		種類	路線名	大字	字				
1	B-1	町	町道104	田口	北	200	2	民	柵工
2	B-2	県	赤倉線	田口	深沢	100	2	民	柵工
3	B-3	県	笹ヶ峰線	杉野沢	西谷地	30	2	民	
4	B-4	県	赤倉線	田口	木場	50	2	民	

妙高地域

分類 A

番号	位置 図面 番号	位置		箇所 選定 基準	山林 の 種類	保 全 対 象						防止施設 の状況
						人 家		人が使用する施設等		道 路		
						戸	人	施設の種類	使用回数	延長 m	路線名	
1	A-1	大谷	宮沢	3	民	15	61			100	関山桶海線	
2	A-2	大谷	橋場	3	民			発電所		200	大久保線	
3	A-3	土路	屋敷添	3	民	25	20			50	飯山斑尾 新井線	
4	A-4	樽本	上樽本	3	民	13	30	集会場 消防器具庫	30	150	飯山斑尾 新井線	
5	A-5	関山	燕温泉	1	国	9	46	旅館 集会場	240 20	120	妙高高原 公園線	福工
6	A-6	関山	関温泉	1	国	13	68	旅館 スキー学校	300 50	100	妙高高原 公園線	福工
7	A-7	関山	関温泉	1	国	5	26	旅館	300	100	妙高高原 公園線	

分類 B

番号	位置図 番号	道路		位置		延長 m	箇所選 定基準	山林の 種類	防止施設の状況
		種類	路線名	大字	字				
1	B-1	村	大鹿桶海線	大鹿	中古	200	2	民	

## 資料 17 土砂災害警戒区域

自然現象の種類	箇所・溪流番号	箇所・溪流名	告示番号	告示年月日	所在地
地滑り	K217.02	馬場	新潟県告示第520号	平成17年3月25日	妙高市大字上馬場・坪山
急傾斜地の崩壊	I-217.003(1288)	中川原	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢字中川原
急傾斜地の崩壊	I-217.004(1289)	下川原	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢字下川原
土石流	217-I-024	中栗沢	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
土石流	217-I-025①	番場川(1)	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
土石流	217-I-025②	馬場川(2)	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
土石流	217-I-026①	よし尾沢(1)	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
土石流	217-I-026②	よし尾沢(2)	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
土石流	217-I-027①	霧谷川(1)	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
土石流	217-I-027②	霧谷川(2)	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
土石流	217-II-006	東中栗沢	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
土石流	217-II-007①	倉下沢(1)	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
土石流	217-II-007②	倉下沢(2)	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
土石流	217-II-008	東長沢原沢	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
地滑り	217.10	よしお沢	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
地滑り	217.15	中栗	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
地滑り	217.25	倉下	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
地滑り	217.26	鳥屋	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
地滑り	N-234	あてら田	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
地滑り	N-194	ぶのう	新潟県告示第545号	平成18年3月31日	妙高市大字長沢
土石流	217-I-008	沢	新潟県告示第285号	平成19年2月16日	妙高市大字上馬場
土石流	217-I-009	鍛冶屋川	新潟県告示第285号	平成19年2月16日	妙高市大字上馬場
土石流	217-I-017	中江沢	新潟県告示第285号	平成19年2月16日	妙高市大字上平丸
土石流	217-I-018	滝ノ入沢	新潟県告示第285号	平成19年2月16日	妙高市大字上平丸
土石流	217-I-037	穴沢	新潟県告示第1605号	平成19年8月7日	妙高市大字三ツ俣
急傾斜地の崩壊	I-217.015(1300)	二梨(1)	新潟県告示第19・20号	平成21年1月6日	妙高市大字下平丸字二梨
急傾斜地の崩壊	I-217.016(1301)	二梨(2)	新潟県告示第19・20号	平成21年1月6日	妙高市大字下平丸字二梨
急傾斜地の崩壊	I-547.008(2266)	土路(1)	新潟県告示第19・20号	平成21年1月6日	妙高市大字土路
急傾斜地の崩壊	I-547.012(2270)	土路(2)	新潟県告示第19・20号	平成21年1月6日	妙高市大字土路
急傾斜地の崩壊	II-547.002(3653)	土路(3)	新潟県告示第19・20号	平成21年1月6日	妙高市大字土路
土石流	217-I-016	小林沢川	新潟県告示第19号	平成21年1月6日	妙高市大字下平丸
土石流	217-I-021	古宇座川	新潟県告示第19号	平成21年1月6日	妙高市大字下平丸
土石流	217-II-005	細野沢	新潟県告示第19・20号	平成21年1月6日	妙高市大字下平丸
土石流	547-I-006	九つ沢	新潟県告示第19号	平成21年1月6日	妙高市大字土路
土石流	547-I-007	諏訪社沢	新潟県告示第19・20号	平成21年1月6日	妙高市大字土路
土石流	547-I-008	土路沢	新潟県告示第19・20号	平成21年1月6日	妙高市大字土路
土石流	547-I-009	中橋沢	新潟県告示第19・20号	平成21年1月6日	妙高市大字土路
地滑り	K217.21	カヤバ	新潟県告示第19号	平成21年1月6日	妙高市大字小局・下平丸
地滑り	K217.22	下平丸	新潟県告示第19号	平成21年1月6日	妙高市大字下平丸
地滑り	K217.28	細野沢	新潟県告示第19号	平成21年1月6日	妙高市大字下平丸
地滑り	K217.23	花立	新潟県告示第19号	平成21年1月6日	妙高市大字下平丸
地滑り	K217.08	寸分道	新潟県告示第19号	平成21年1月6日	妙高市大字下平丸
土石流	217-I-010	池田川	新潟県告示第1256号	平成22年9月17日	妙高市大字大濁
土石流	217-I-012	谷ノ沢川	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字大濁
土石流	217-I-013	屋敷ぞえ川	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字大濁
土石流	217-I-022	長沢原川	新潟県告示第1256号	平成22年9月17日	妙高市大字長沢原
土石流	217-I-023	南沢	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字長沢原

土石流	217-I-030	谷沢	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字上堀之内
土石流	545-I-007	豊橋(1)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田口
土石流	545-I-008①	豊橋(2)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田口
土石流	545-I-008②	豊橋(3)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田口
土石流	545-I-008③	豊橋(4)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田口
土石流	545-I-009	二本杉沢	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田口
土石流	545-妙高-001	二本杉沢(2)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田口
土石流	545-I-010	白田切川	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田切
土石流	545-I-011 ①	新赤倉沢(1)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田切
土石流	545-I-011 ②	新赤倉沢(2)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田切
土石流	545-I-011 ③	新赤倉沢(3)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田切
土石流	547-I-018	小野沢川	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字関山
土石流	547-I-019	北沢川	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字関山
地滑り	K217-03	大濁	新潟県告示第1256号	平成22年9月17日	妙高市大字大濁
地滑り	K217-04	滝之脇	新潟県告示第1256号	平成22年9月17日	妙高市大字大濁
地滑り	K217-16	マセ	新潟県告示第1256号	平成22年9月17日	妙高市大字大濁
地滑り	K217-17	尼兼	新潟県告示第1256号	平成22年9月17日	妙高市大字大濁
地滑り	K217-19	長沢原	新潟県告示第1256号	平成22年9月17日	妙高市大字長沢原
急傾斜地の崩壊	I-217.013(1298)	前原(1)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字上堀之内
急傾斜地の崩壊	I-217.013(1298)	前原(2)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字上堀之内
急傾斜地の崩壊	I-545.002(1359)	西裏	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田切
急傾斜地の崩壊	I-545.003(1360)	谷内	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田切
急傾斜地の崩壊	III-545.001(4155)	田切(1)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田切
急傾斜地の崩壊	III-545.002(4156)	田切(2)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田切
急傾斜地の崩壊	I-545.010(2265)	田口南	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字田口
急傾斜地の崩壊	I-545.001(1358)	西原	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字関山
急傾斜地の崩壊	I-547.005(1375)	燕(1)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字関山
急傾斜地の崩壊	I-547.005(1375)	燕(2)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字関山
急傾斜地の崩壊	I-547.006(1376)	関(1)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字関山
急傾斜地の崩壊	I-547.006(1376)	関(2)	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字関山
急傾斜地の崩壊	I-547.011(2269)	関山	新潟県告示第1256・1257号	平成22年9月17日	妙高市大字関山
土石流	217-I-045	カニ沢	新潟県告示第116・117号	平成23年2月4日	妙高市大字雪森
土石流	217-妙高-005	片岡	新潟県告示第116・117号	平成23年2月4日	妙高市大字雪森
急傾斜地の崩壊	I-217.018	小原新田	新潟県告示第73・74号	平成24年1月24日	妙高市大字小原新田
土石流	217-I-028	大沢	新潟県告示第73・74号	平成24年1月24日	妙高市大字除戸
土石流	217-I-029	上堀之内沢	新潟県告示第73・74号	平成24年1月24日	妙高市大字除戸
土石流	217-I-046	青田沢	新潟県告示第760・761号	平成24年6月1日	妙高市大字青田
地滑り	K217.30	青田	新潟県告示第760号	平成24年6月1日	妙高市大字青田
土石流	217-I-015	東菅沼川	新潟県告示第760・761号	平成24年6月1日	妙高市大字東菅沼
土石流	217-妙高-008	東菅沼沢	新潟県告示第760・761号	平成24年6月1日	妙高市大字東菅沼
地滑り	K217.01	小局	新潟県告示第760号	平成24年6月1日	妙高市大字小局
土石流	217-I-038	三ツ俣沢	新潟県告示第760・761号	平成24年6月1日	妙高市大字三ツ俣
土石流	217-妙高-009	三ツ俣(1)	新潟県告示第760・761号	平成24年6月1日	妙高市大字三ツ俣
土石流	217-妙高-010	三ツ俣(2)	新潟県告示第760・761号	平成24年6月1日	妙高市大字三ツ俣
急傾斜地の崩壊	II-217.004	和屋敷敷添	新潟県告示第1024・1025号	平成24年8月17日	妙高市大字上濁川
急傾斜地の崩壊	II-217.005	芦ノ沢	新潟県告示第1024・1025号	平成24年8月17日	妙高市大字東菅沼
土石流	217-I-007	北ノ沢川	新潟県告示第1024・1025号	平成24年8月17日	妙高市大字上濁川
土石流	217-妙高-005	上濁川(1)	新潟県告示第1024・1025号	平成24年8月17日	妙高市大字上濁川
土石流	217-妙高-006	上濁川(2)	新潟県告示第1024・1025号	平成24年8月17日	妙高市大字上濁川

土石流	217-妙高-007	上濁川(3)	新潟県告示第1024号	平成24年8月17日	妙高市大字上濁川
地滑り	K217-18	上濁川	新潟県告示第1024号	平成24年8月17日	妙高市大字上濁川
地滑り	K217-14	芦ノ沢	新潟県告示第1024号	平成24年8月17日	妙高市大字大貝
急傾斜地の崩壊	I-217.017	籠町	新潟県告示第1161・1162号	平成24年9月21日	妙高市大字籠町
急傾斜地の崩壊	妙高-217.001	籠町(1)	新潟県告示第1161・1162号	平成24年9月21日	妙高市大字籠町
土石流	217-I-043-1	山川(1)	新潟県告示第1161・1162号	平成24年9月21日	妙高市大字籠町
土石流	217-I-043-2	山川(2)	新潟県告示第1161号	平成24年9月21日	妙高市大字籠町
土石流	217-I-044-1	籠町沢(1)	新潟県告示第1161・1162号	平成24年9月21日	妙高市大字宮内
土石流	217-I-044-2	籠町沢(2)	新潟県告示第1161号	平成24年9月21日	妙高市大字宮内
土石流	217-I-014	小局川	新潟県告示第1272号	平成24年10月23日	妙高市大字小局
土石流	217-II-004	南小局沢	新潟県告示第1272・1273号	平成24年10月23日	妙高市大字小局
急傾斜地の崩壊	妙高-217.003	上平丸(1)	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字上平丸
急傾斜地の崩壊	妙高-217.004	上平丸(2)	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字上平丸
急傾斜地の崩壊	妙高-217.005	上平丸(3)	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字上平丸
急傾斜地の崩壊	妙高-217.006	上平丸(4)	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字上平丸
急傾斜地の崩壊	妙高-217.007	上平丸(5)	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字上平丸
急傾斜地の崩壊	妙高-217.008	上平丸(6)	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字上平丸
土石流	547-I-001	向の入沢	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字土路
土石流	217-妙高-001	十二平沢川	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字上平丸
土石流	217-妙高-002	上平丸(1)	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字上平丸
土石流	217-妙高-003	じゃ香沢川	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字上平丸
土石流	217-妙高-004	上平丸(2)	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字上平丸
地すべり	R217-04	八幡	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字上平丸
地すべり	R217-05	嫁沢	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字上平丸
地すべり	K217-09	平丸	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字上平丸
地すべり	K547-01	土路	新潟県告示第297号	平成27年3月13日	妙高市大字土路
急傾斜地の崩壊	妙高-217.009	上小沢(1)	新潟県告示第957号	平成27年7月3日	妙高市大字上小沢
急傾斜地の崩壊	妙高-217.010	上小沢(2)	新潟県告示第957号	平成27年7月3日	妙高市大字上小沢
急傾斜地の崩壊	妙高-217.011	上小沢(3)	新潟県告示第957号	平成27年7月3日	妙高市大字上小沢
急傾斜地の崩壊	妙高-217.012	上小沢(4)	新潟県告示第957号	平成27年7月3日	妙高市大字上小沢
急傾斜地の崩壊	妙高-217.013	上小沢(5)	新潟県告示第957号	平成27年7月3日	妙高市大字上小沢
急傾斜地の崩壊	妙高-217.014	上小沢(6)	新潟県告示第957号	平成27年7月3日	妙高市大字上小沢
急傾斜地の崩壊	妙高-217.015	上小沢(7)	新潟県告示第957号	平成27年7月3日	妙高市大字上小沢
土石流	217-I-001	前川	新潟県告示第957号	平成27年7月3日	妙高市大字上小沢
地すべり	K217-05	上小沢	新潟県告示第957号	平成27年7月3日	妙高市大字上小沢
地すべり	K217-06	羽山	新潟県告示第957号	平成27年7月3日	妙高市大字上小沢
地すべり	K217-07	大平	新潟県告示第957号	平成27年7月3日	妙高市大字上小沢
急傾斜地の崩壊	I-547.009(2267)	上樽	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本
急傾斜地の崩壊	妙高-547.001	樽本(1)	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本
急傾斜地の崩壊	妙高-547.002	樽本(2)	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本
急傾斜地の崩壊	妙高-547.003	樽本(3)	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本
急傾斜地の崩壊	妙高-547.004	樽本(4)	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本
急傾斜地の崩壊	妙高-547.005	樽本(5)	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本
土石流	547-I-002	北沢川	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本
土石流	547-I-004	上樽沢	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本
土石流	547-I-005	前沢川	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本
土石流	547-妙高-001	樽本	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本
地すべり	K547.02	樽本	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本
急傾斜地の崩壊	I-547.010(2268)	斑尾高原(1)	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本斑尾

急傾斜地の崩壊	妙高-547.006	斑尾高原(2)	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本斑尾
急傾斜地の崩壊	妙高-547.007	斑尾高原(3)	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本斑尾
急傾斜地の崩壊	妙高-547.008	斑尾高原(4)	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本斑尾
急傾斜地の崩壊	妙高-547.009	斑尾高原(5)	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本斑尾
急傾斜地の崩壊	妙高-547.010	斑尾高原(6)	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字樽本斑尾
地すべり	K217.24	日ノ沢	新潟県告示第1228号	平成27年9月11日	妙高市大字上馬場
急傾斜地の崩壊	妙高-217.016	長沢(1)	新潟県告示第107号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
急傾斜地の崩壊	妙高-217.017	長沢(2)	新潟県告示第107号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
急傾斜地の崩壊	妙高-217.018	長沢(3)	新潟県告示第107号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
急傾斜地の崩壊	妙高-217.019	長沢(4)	新潟県告示第107号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
急傾斜地の崩壊	妙高-217.020	長沢(5)	新潟県告示第107号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
急傾斜地の崩壊	妙高-217.021	長沢(6)	新潟県告示第107号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
急傾斜地の崩壊	妙高-217.022	長沢(7)	新潟県告示第107号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
急傾斜地の崩壊	妙高-217.023	長沢(8)	新潟県告示第107号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
土石流	217-I-024	中栗沢	新潟県告示第107・108号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
土石流	217-I-025①	番場川(1)	新潟県告示第107・108号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
土石流	217-I-025②	番場川(2)	新潟県告示第107・108号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
土石流	217-I-026①	よし尾沢(1)	新潟県告示第107・108号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
土石流	217-I-026②	よし尾沢(2)	新潟県告示第107・108号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
土石流	217-I-027②	霧谷川(2)	新潟県告示第107・108号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
土石流	217-II-006	東中栗沢	新潟県告示第107・108号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
土石流	217-II-007①	倉下沢(1)	新潟県告示第107・108号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
土石流	217-II-007②	倉下沢(2)	新潟県告示第107・108号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
土石流	217-II-008	東長沢原沢	新潟県告示第107・108号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
急傾斜地の崩壊	I-217-.003(1288)	中川原	新潟県告示第107・108号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
急傾斜地の崩壊	I-217-.004(1289)	下川原	新潟県告示第107・108号	平成28年1月19日	妙高市大字長沢
急傾斜地の崩壊	妙高-217.028	西野谷	新潟県告示第246号	平成28年3月1日	妙高市大字西野谷
土石流	217-I-033	中野沢	新潟県告示第246号	平成28年3月1日	妙高市大字西野谷
土石流	217-妙高-012	西野谷	新潟県告示第246号	平成28年3月1日	妙高市大字西野谷
急傾斜地の崩壊	妙高-217.029	三ツ俣	新潟県告示第246号	平成28年3月1日	妙高市大字三ツ俣
地すべり	H26再調R217.03	三ツ俣	新潟県告示第246号	平成28年3月1日	妙高市大字三ツ俣
急傾斜地の崩壊	I-217.012(1297)	下置	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字下濁川
急傾斜地の崩壊	II-217.002(3631)	中横山(1)	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字下濁川
急傾斜地の崩壊	I-217.011(1296)	三反田(1)	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字下濁川
急傾斜地の崩壊	妙高-217.027	三反田(2)	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字下濁川
急傾斜地の崩壊	妙高-217.024	下濁川	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字下濁川
土石流	217-I-005	北沢川	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字下濁川
土石流	217-I-006	ボウノリ川	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字下濁川
急傾斜地の崩壊	III-547.008(4168)	住吉	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字住吉
土石流	547-妙高-008	住吉	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字住吉
急傾斜地の崩壊	妙高-217.030	猪野山(1)	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字猪野山
急傾斜地の崩壊	妙高-217.033	猪野山(2)	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字猪野山
土石流	217-I-039-1	中之入川	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字猪野山
土石流	217-I-039-2	穴沢	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字猪野山
土石流	217-I-040	オクボ	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字猪野山
土石流	217-I-041	中ノ又川	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字猪野山
土石流	217-I-042	イナゴ沢	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字猪野山
土石流	217-II-011	池ノ尻沢	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字猪野山
地すべり	K217.27	猪野山	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字猪野山

地すべり	妙高-217.01	北ノ入	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字猪野山
急傾斜地の崩壊	妙高-217.032	梨木	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字梨木
土石流	217-III-012	新保新田	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字梨木
土石流	217-妙高-013	梨木	新潟県告示第328号	平成28年3月15日	妙高市大字梨木
急傾斜地の崩壊	妙高-547-.013	桶海	新潟県告示第364号	平成28年3月22日	妙高市大字桶海
土石流	547-I-010	桶海沢	新潟県告示第364号	平成28年3月22日	妙高市大字桶海
土石流	547-I-011	篠八	新潟県告示第364号	平成28年3月22日	妙高市大字桶海
土石流	547-I-012	宝桐沢	新潟県告示第364号	平成28年3月22日	妙高市大字桶海
土石流	547-I-013	浄厳寺小沢	新潟県告示第364号	平成28年3月22日	妙高市大字桶海
土石流	547-妙高-004	桶海(1)	新潟県告示第364号	平成28年3月22日	妙高市大字桶海
土石流	547-妙高-005	桶海(2)	新潟県告示第364号	平成28年3月22日	妙高市大字桶海
土石流	547-妙高-006	和平沢	新潟県告示第364号	平成28年3月22日	妙高市大字桶海
急傾斜地の崩壊	妙高-217.025	川上(1)	新潟県告示第583号	平成28年4月26日	妙高市大字川上
急傾斜地の崩壊	妙高-217.026	川上(2)	新潟県告示第583号	平成28年4月26日	妙高市大字川上
土石流	217-I-002	一の沢川	新潟県告示第583号	平成28年4月26日	妙高市大字川上
土石流	217-I-003	西岸寺沢	新潟県告示第583号	平成28年4月26日	妙高市大字川上
土石流	217-I-004	頭無川	新潟県告示第583号	平成28年4月26日	妙高市大字川上
土石流	217-II-001	巻淵	新潟県告示第583号	平成28年4月26日	妙高市大字川上
土石流	217-II-002	北沢 <small>（北沢）</small>	新潟県告示第583号	平成28年4月26日	妙高市大字巻淵
急傾斜地の崩壊	I-547.001(1371)	東裏谷	新潟県告示第583号	平成28年4月26日	妙高市大字坂口新田
急傾斜地の崩壊	妙高-547.014	坂口新田(1)	新潟県告示第583号	平成28年4月26日	妙高市大字坂口新田
急傾斜地の崩壊	妙高-547.015	坂口新田(2)	新潟県告示第583号	平成28年4月26日	妙高市大字坂口新田
急傾斜地の崩壊	妙高-547.016	坂口新田(3)	新潟県告示第583号	平成28年4月26日	妙高市大字坂口新田
土石流	547-妙高-007	坂口新田	新潟県告示第583号	平成28年4月26日	妙高市大字坂口新田
急傾斜地の崩壊	妙高-547.027	花房	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字花房
土石流	547-I-020	南花房川	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字花房
土石流	547-I-021	花房川	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字花房
急傾斜地の崩壊	I-547.003(1373)	橋本新田	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字橋本新田
急傾斜地の崩壊	II-547.001(3652)	今府	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字今府
土石流	547-I-023	今府沢	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字今府
急傾斜地の崩壊	妙高-547.026	寺尾	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字寺尾
土石流	547-I-025	寺尾沢	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字寺尾
急傾斜地の崩壊	I-545.006(1363)	北	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字赤倉
急傾斜地の崩壊	妙高-545.010	赤倉(1)	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字赤倉
急傾斜地の崩壊	妙高-545.011	赤倉(2)	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字赤倉
急傾斜地の崩壊	妙高-545.012	赤倉(3)	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字赤倉
急傾斜地の崩壊	妙高-545.013	赤倉(4)	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字赤倉
急傾斜地の崩壊	妙高-545.014	赤倉(5)	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字赤倉
急傾斜地の崩壊	妙高-545.015	赤倉(6)	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字赤倉
土石流	547-I-024	祖父竹沢	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字祖父竹
急傾斜地の崩壊	妙高-545.016	蔵々(1)	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字蔵々
急傾斜地の崩壊	妙高-545.017	蔵々(2)	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字蔵々
急傾斜地の崩壊	妙高-545.018	二俣(1)	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字二俣
急傾斜地の崩壊	妙高-545.019	二俣(2)	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字二俣
急傾斜地の崩壊	妙高-545.020	二俣(3)	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字二俣
急傾斜地の崩壊	妙高-545.021	二俣(4)	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字二俣
急傾斜地の崩壊	妙高-545.022	二俣(5)	新潟県告示第869号	平成28年8月9日	妙高市大字二俣
地すべり	H25 再調 K547.01	住吉	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字住吉
急傾斜地の崩壊	II-545.001(1364)	杉野沢(1)	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字杉野沢

急傾斜地の崩壊	妙高-545.005	杉野沢(2)	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字杉野沢
急傾斜地の崩壊	妙高-545.006	杉野沢(3)	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字杉野沢
急傾斜地の崩壊	妙高-545.007	杉野沢(4)	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字杉野沢
急傾斜地の崩壊	妙高-545.008	杉野沢(5)	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字杉野沢
急傾斜地の崩壊	妙高-545.009	杉野沢(6)	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字杉野沢
土石流	545-I-003	西谷川	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字杉野沢
土石流	545-I-004	杉野沢(1)	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字杉野沢
土石流	545-I-005	杉野沢(2)	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字杉野沢
土石流	545-妙高-002	杉野沢(3)	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字杉野沢
地すべり	H25再調R217.02	大鹿	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字大鹿
急傾斜地の崩壊	II-547.004(1377)	宮沢	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字大谷
急傾斜地の崩壊	妙高-547.011	大谷(1)	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字大谷
急傾斜地の崩壊	妙高-547.012	大谷(2)	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字大谷
土石流	547-I-014	聞称寺沢	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字大谷
土石流	547-I-015	大久保沢	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字大谷
土石流	547-I-016	大谷沢	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字大谷
土石流	547-I-017	宮沢川	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字大谷
土石流	547-妙高-002	大谷(1)	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字大谷
土石流	547-妙高-003	大谷(2)	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字大谷
急傾斜地の崩壊	妙高-217-037	木成	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字木成
地すべり	N128	木成	新潟県告示第1031号	平成28年9月27日	妙高市大字木成
急傾斜地の崩壊	妙高-217-034	中横山(2)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字中横山
急傾斜地の崩壊	II-217.003(3632)	小原新田(2)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字小原新田
急傾斜地の崩壊	I-217.017(2257)	籠町	新潟県告示第1160・1224号	平成28年11月11・29日	妙高市大字籠町
急傾斜地の崩壊	I-217.019(2259)	姫川原	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字姫川原
急傾斜地の崩壊	II-217.001(3630)	麻苧田	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字姫川原
土石流	217-I-031	よしみず沢	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字姫川原
土石流	217-I-032	江ノ口沢	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字姫川原
土石流	217-II-009	雨降沢	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字姫川原
土石流	217-J-004-1	畦盛川(1)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字姫川原
土石流	217-J-004-2	畦盛川(2)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字姫川原
地すべり	妙高-217.02	坂井平	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字姫川原
地すべり	R217-01	久保田	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字姫川原
地すべり	R217-02	姫川原	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字姫川原
土石流	217-J-002	ための沢	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字吉木
地すべり	K217.11	吉木(1)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字吉木
地すべり	H25再調R217.01	吉木(2)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字吉木
急傾斜地の崩壊	妙高-217.036	小濁	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字小濁
地すべり	K217.13	小濁	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字小濁
急傾斜地の崩壊	I-217.005(1290)	相久保(1)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字猿橋
急傾斜地の崩壊	I-217.006(1291)	下の屋敷	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字猿橋
急傾斜地の崩壊	I-217.020(2260)	相久保(2)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字猿橋
急傾斜地の崩壊	妙高-217.035	猿橋	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字猿橋
急傾斜地の崩壊	I-545.004(1361)-1	堀ノ内(1)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関川
急傾斜地の崩壊	I-545.004(1361)-2	堀ノ内(2)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関川
急傾斜地の崩壊	I-545.005(1362)	田口	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関川
急傾斜地の崩壊	I-545.008(1365)	堀ノ内(3)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関川
急傾斜地の崩壊	I-545.009(2264)	関川(2)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関川
急傾斜地の崩壊	妙高-545.001	関川(3)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関川

急傾斜地の崩壊	妙高-545.002	関川(4)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関川
急傾斜地の崩壊	妙高-545.003	関川(5)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関川
急傾斜地の崩壊	妙高-545.004	関川(6)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関川
土石流	545-I-006	キネヅミ川	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関川
土石流	545-妙高-003	関川(1)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関川
土石流	545-妙高-004	関川(2)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関川
急傾斜地の崩壊	妙高-547.017	関山(2)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関山
急傾斜地の崩壊	妙高-547.018	関山(3)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関山
急傾斜地の崩壊	妙高-547.019	関山(4)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関山
急傾斜地の崩壊	妙高-547.020	関山(5)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関山
急傾斜地の崩壊	妙高-547.021	関山(6)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関山
急傾斜地の崩壊	妙高-547.022	関山(7)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関山
急傾斜地の崩壊	妙高-547.023	関山(8)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関山
急傾斜地の崩壊	妙高-547.024	関山(9)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関山
急傾斜地の崩壊	妙高-547.025	関山(10)	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関山
土石流	547-妙高-009	関山	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字関山
急傾斜地の崩壊	I-217.014(1299)	北海道	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字西条
土石流	217-I-001	澤戸川	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字西条
急傾斜地の崩壊	I-217.007(1292)	道端	新潟県告示第1175号	平成28年11月15日	妙高市大字楡島
急傾斜地の崩壊	I-217-018(2258)	小原新田	新潟県告示第301・302号	平成31年3月19日	妙高市大字小原新田
土石流	217-I-002	一の沢川	新潟県告示第842号	令和3年6月29日	妙高市大字川上
土石流	217-I-015	東菅沼川	新潟県告示第842号	令和3年6月29日	妙高市大字東菅沼
土石流	217-I-028	大沢	新潟県告示第842号	令和3年6月29日	妙高市大字除戸
土石流	548-妙高-011	山越	新潟県告示第204・205号	令和4年3月4日	妙高市大字吉木
土石流	217-II-009	雨降沢	新潟県告示第204・205号	令和4年3月4日	妙高市大字姫川原
土石流	217-I-023	南沢	新潟県告示第271号	令和5年3月10日	妙高市大字長沢原

## 資料 18 水防倉庫備蓄資材

(水防倉庫と資材数)

	麻袋類 枚	玉 縄 個	木杭類 本	鉄 線 k g	蛇 籠 本	ビニールト 枚	スコップ 丁	掛 矢 丁	一輪車 台	トンパッ 枚
白山町	5,680	20	148	170	145	250	15	2	5	300
高 柳 (水防)	1,000	20	80	100	40	100	15	2	5	0
高 柳 (防災)	2,340	0	0	0	0	147	10	3	2	0
柳井田	1,000	20	207	280	40	70	15	5	5	0
合 計	10,020	60	435	550	225	567	55	12	17	300

指定緊急避難場所・指定避難所一覧(新井地域)

地区	指定緊急避難場所			指定避難所	地区	指定緊急避難場所		指定避難所
	地震	水害	土砂災害			地震	水害	
美守	新井中央小体育館	新井中央小体育館	—	新井中央小体育館	上町	新井総合コミセン	上町集会所	新井総合コミセン
諏訪町	諏訪町公民館	姫川原コミスポ	—		新井市民の広場	新井総合コミセン		
	新井中央小体育館				中町	いきいきプラザ	—	
元町	新井中央小体育館	新井総合コミセン	—		下町	下町会館	—	
中央町	中央町公民館	新井ふれあい会館	—		新井総合コミセン			
	新井中央小体育館				朝日町	朝日町会館	朝日町会館	
関川町	関川町会館	姫川原コミスポ	—		新井総合コミセン	新井総合コミセン		
	二子島公園				朝日町会館	朝日町会館		
	わくわくランドあらい				新井総合コミセン	新井総合コミセン		
	新井中央小体育館				新井総合コミセン	市役所		
高柳団地	団地集会所	団地集会所	—		東雲町	新井総合コミセン	東雲町会館	
	新井中央小体育館				新井総合コミセン	新井総合コミセン		
高柳	高柳集落センター	新井高校体育館	—		白山町北部	新井小体育館	—	
	新井グリーンスポーツセンター				白山町第一	白山会館	—	
	高柳せせらぎ公園	新井総合公園			白山町第二	白山会館	—	
新井中央小体育館	新井中央小体育館			白山町第二	新井小体育館	—		
				白山町第五	第三保育園	—		
菅沼	菅沼コミセン	—	—	新井流雪緑道	—			
	矢代コミスポ			新井小体育館				
西菅沼新田	菅沼コミセン	—	—	白山町第三	新井中体育館	—		
	矢代コミスポ			白山町公園				
東志	東志ふれあいセンター	—	—	白山町第四	新井中体育館	—		
	東志農村公園			白山町公園				
	矢代コミスポ			錦町	錦町公民館	新井総合公園		
三本木新田	三本木会館	—	—	新井中体育館				
	矢代コミスポ			末広町	末広町会館	—		
上中	上中集落センター	—	—	新井中体育館				
	矢代コミスポ			学校町団地	新井中体育館	—		
志	矢代コミセン	—	—	渋江町	渋江町町内会館	新井中体育館		
	志公会堂			新井中体育館	はね馬アリーナ			
	矢代保育園			学校町	学校町会館	学校町会館		
	矢代コミスポ			学校町1号公園	はね馬アリーナ			
窪松原	矢代コミスポ	—	—	はね馬アリーナ	学校町2号公園			
	窪松原生活改善センター駐車場				新井運動公園(ボート公園)			
新井新田	矢代コミスポ	—	—	田町	田町公民館	田町公民館		
両善寺	両善寺北部集落研修センター	—	—	勤労者研修センター	勤労者研修センター			
	両善寺農村公園			はね馬アリーナ	はね馬アリーナ			
	両善寺会館			はね馬アリーナ	はね馬アリーナ			
	矢代コミスポ			本田南部	さくらこども園	さくらこども園		
西野谷・西野谷新田	西野谷会館	—	両善寺北部集落研修センター	経塚山公園	はね馬アリーナ			
	西野谷農村公園		両善寺会館	はね馬アリーナ	はね馬アリーナ			
	友楽里館		矢代コミスポ	本田北部	本田公民館	はね馬アリーナ		
	矢代コミスポ			はね馬アリーナ	さくらこども園			
飛田	斐太北小体育館	飛田公民館	—	横町	横町公民館	はね馬アリーナ		
	斐太北小体育館	斐太北小体育館		ひばり園				
南葉町	南葉町会館	—	—	経塚山公園				
	斐太北小体育館			はね馬アリーナ	さくらこども園			
飛田新田	斐太北小体育館	斐太北小体育館	—	経塚町	さくらこども園	—		
岡崎新田	岡崎新田公民館	—	—	経塚山公園	—			
	斐太北保育園	斐太北小体育館		はね馬アリーナ				
雪森	斐太北小体育館	—	—	広田町	さくらこども園	—		
	雪森公民館	雪森神社	雪森公民館	経塚山公園	—			
籠町	斐太北保育園	—	斐太北保育園	はね馬アリーナ				
	斐太北小体育館		斐太北小体育館	石塚町	石塚町公民館	石塚町公民館		
神宮寺	乙吉公民館	—	乙吉公民館	石塚町公園	市役所			
	斐太北小体育館		斐太北小体育館	大崎町	大崎公民館	新井総合コミセン		
宮内	斐太北小体育館	—	斐太北小体育館	新井中央小体育館				
				中川	新井グリーンスポーツセンター	新井総合コミセン		
青田	斐太北小体育館	—	斐太北小体育館	新井総合公園	新井総合公園			
				市営中川住宅	市営中川住宅集会所	市営中川住宅集会所		
				新井総合コミセン	新井総合コミセン	新井中央小体育館		

※ コミセン・・・コミュニティセンター      コミスポ・・・コミュニティスポーツセンター

※ — は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に該当していません。

### 指定緊急避難場所・指定避難所一覧(新井地域)

地区	指定緊急避難場所			指定避難所	地区	指定緊急避難場所			指定避難所
	地震	水害	土砂災害			地震	水害	土砂災害	
姫川原麻苺田		—	姫川原コミスポ	姫川原コミスポ	西乙吉	乙吉公民館	—	—	斐太北小体育館
姫川原江ノ口		—	久保田集会所		東乙吉	農村環境改善センター	—	—	農村環境改善センター
姫川原久保田	姫川原コミスポ	—	姫川原コミスポ		上十日市 下十日市	農村環境改善センター	農村環境改善センター	—	
姫川原宮ノ前		—	久保田集会所		佐川	農村環境改善センター	—	—	
姫川原坂井平	坂井平集会所	—	姫川原コミスポ		上四ッ屋	上四ッ屋公民館	農村環境改善センター	—	
中宿	中宿集会所	姫川原コミスポ	—		五日市	五日市公会堂	—	—	
	姫川原コミスポ	—	—			農村環境改善センター	—	—	
川上	川上公会堂	川上公会堂	姫川原コミスポ		四新田	梨木ふれあいセンター	—	—	
	姫川原コミスポ	姫川原コミスポ	—			総合支援学校体育館	—	—	
上堀之内	新井南小体育館	新井南小体育館	新井南小体育館		梨木	梨木ふれあいセンター	—	—	
除戸	新井南小体育館	新井南小体育館	新井南小体育館	梨木農村公園		—	—		
	除戸集落開発センター	除戸集落開発センター	—	総合支援学校体育館		—	—		
小原新田	新井南小体育館	—	小原集会所	藤塚新田	斐太南保育園	—	—		
	妙高ふれあいパーク	—	新井南小体育館		藤塚児童遊園	—	—		
大原新田	大原新田集出荷センター	—	妙高ふれあいパーク		総合支援学校体育館	—	—		
下濁川	新井南小体育館	—	—	小丸山新田	総合支援学校体育館	—	—		
	下濁川公民館	新井南小体育館	新井南小体育館	東長森	総合支援学校体育館	—	—		
	中横山集落センター	—	—	西長森	西長森集落開発センター	—	—		
中横山	中横山農村公園	—	—	猪野山	道の駅あらい	—	道の駅あらい		
	新井南小体育館	—	—		総合支援学校体育館	—	総合支援学校体育館		
	和屋	—	—	三ツ俣	三ツ俣集落センター	—	道の駅あらい		
上濁川	—	—	泉会館	総合支援学校体育館	—	総合支援学校体育館			
大貝	泉会館	—		栗原	新井北小体育館	栗原公民館	—		
芦ノ沢	—	—			和田地区あそびの広場	新井北小体育館	—		
東菅沼	—	—		栗原公民館	道の駅あらい	—			
小局	小局集落開発センター	—		新井南小体育館	月岡	新井北小体育館	新井北小体育館	—	
	泉会館	—		—		和田コミセン	新井ショッピングセンター	—	
上馬場	—	—		柳井田町	月岡防災公園	道の駅あらい	—		
木成	泉会館	—			新井北小体育館	ダイナム新井店駐車場	—		
小濁	—	—			和田コミセン	新井北小体育館	—		
上小沢	上小沢集落センター	—		新井南小体育館	柳井田公民館	道の駅あらい	—		
	大濁	大濁集落センター	—	国賀公民館	国賀公民館	—			
		大濁集落センター	—	大濁集落センター	新井北小体育館	道の駅あらい	—		
坪山	坪山集落センター	—	新井南小体育館	広島	広島コミセン	新井コロナ	—		
	坪山農村公園	—	坪山集落センター		新井北小体育館	道の駅あらい	—		
	大濁集落センター	—	—		月岡防災公園	水上コミセン(3丁のみ)	—		
楡島	楡島集落センター	—	楡島集落センター	上百々	新井北小体育館	新井コロナ	—		
	瑞徳会館	—	瑞徳会館		新井北小体育館	道の駅あらい	—		
東関	大沢新田集落センター	—	大沢新田集落センター	上新保	上新保コミセン	上新保コミセン	上新保コミセン		
	東関集落センター	—	東関集落センター		水上コミセン	水上コミセン	水上コミセン		
大沢新田	旧猿橋小	—	瑞徳会館	西条	西条公民館	西条公民館	西条公民館		
	瑞徳会館	—	—		水上コミセン	水上児童遊園	水上コミセン		
	大沢新田集落センター	—	大沢新田集落センター		吉木	吉木会館	吉木会館	吉木会館	
猿橋会館	—	猿橋会館	水上コミセン	専念寺		上米沢公民館			
旧猿橋小	—	旧猿橋小	勝徳寺	勝徳寺		水上コミセン			
長沢原	瑞徳会館	—	瑞徳会館	北条	北条集落開発センター	水上コミセン	—		
	長沢原集落センター	—	—		水上コミセン	専念寺	—		
	旧猿橋小	—	—	北条農村公園	勝徳寺	—			
長沢	長沢茶屋	—	長沢農村公園	姫川原下組	姫川原コミスポ	—	—		
	長沢農村公園	—	—		卵の花児童遊園	—	—		
	白岩会館	—	新井南小体育館		姫川原中組 姫川原上村 姫川原横見世 姫川原団地 姫川原北団地	—	—	—	
深山の里	—	—	—	—		—			
上平丸神社	—	—	—	—		—			
白岩会館	—	—	—	—		—			
下平丸	白岩農村公園	—	新井南小体育館	—	—	—			
	上平丸神社	—	—	—	—	—			

指定緊急避難場所・指定避難所一覧(妙高高原・妙高地域)

妙高高原地域

地区	指定緊急避難場所		指定避難所
	地震	土砂災害	
杉野沢	杉野沢総合センター	杉野沢総合センター	杉野沢 トレーニング センター
	杉野沢ふれあい広場	杉野沢トレーニングセンター	
	杉野沢トレーニングセンター		
池の平温泉	妙高高原ふれあい会館	妙高高原ふれあい会館	妙高高原体育館
	ランドマーク妙高高原	ランドマーク妙高高原	
	池の平温泉イベント広場	妙高高原体育館	
	妙高高原体育館	池の平公民館	
関川	旧妙高高原南小体育館	大字関川公民館	旧妙高高原南小体育館
	妙高高原スポーツ公園	旧妙高高原南小体育館	
妙高温泉	妙高高原中体育館	妙高温泉公民館	妙高高原中体育館
		妙高高原中体育館	
田口	妙高高原メッセ	妙高高原メッセ	妙高高原メッセ
	妙高高原子ども園	妙高高原子ども園	
		田口公民館	
兼俣	妙高高原メッセ	田口公民館	妙高高原メッセ
	妙高高原子ども園	妙高高原子ども園	
	第一スーパー駐車場	妙高高原メッセ	
蔵々	妙高高原メッセ	妙高高原メッセ	妙高高原メッセ
	妙高高原子ども園	妙高高原子ども園	
	第一スーパー駐車場	田口公民館	
毛祝坂	妙高高原メッセ	妙高高原メッセ	妙高高原メッセ
	毛祝坂ふれあい広場	毛祝坂公民館	
田切	田切コミセン	田切コミセン	妙高高原小体育館
	妙高高原小体育館	妙高高原小体育館	
二俣	二俣会館	二俣会館	妙高高原小体育館
	妙高高原小体育館	妙高高原小体育館	
新赤倉温泉	新赤倉公民館	妙高高原小体育館	妙高高原小体育館
	白田切園		
	新赤倉ふれあい広場		
	妙高高原小体育館		
	新赤倉インフォメーションセンター		
	赤倉観光リゾート駐車場		
赤倉温泉	赤倉体育センター	妙高高原小体育館	赤倉体育センター
	東赤倉テニスコート	東赤倉テニスコート	
東赤倉	東赤倉テニスコート	東赤倉テニスコート	赤倉体育センター
	赤倉体育センター	妙高高原小体育館	

妙高地域

地区	指定緊急避難場所		指定避難所
	地震	土砂災害	
小野沢	小野沢集会所	妙高小体育館	妙高小体育館
関山横町	関山コミセン	関山コミセン	
関山中町		—	
北沢	妙高小体育館	—	妙高小体育館
関山新栄町		—	
関山寿町	寿・末広会館	—	
関山末広町		—	妙高小体育館
関山中央町	妙高小体育館	—	
東町		—	
関温泉	関温泉集会所	関温泉集会所	妙高小体育館
	休暇村妙高	休暇村妙高	
蒸温泉	関温泉集会所	関温泉集会所	妙高小体育館
	休暇村妙高	休暇村妙高	
坂口新田	直売センターとまと	妙高小体育館	妙高小体育館
大洞原	ハートランド妙高	妙高小体育館	
大谷	大谷集会所	妙高小体育館	
大久保		妙高小体育館	妙高小体育館
上中村新田	妙高小体育館	妙高小体育館	
高峯	妙高小体育館	—	
桶海	桶海会館	妙高ふれあいパーク	妙高ふれあいパーク
葎生		—	
東四ツ屋新田	妙高ふれあいパーク	—	
東福田新田		—	妙高ふれあいパーク
花房		妙高ふれあいパーク	
田中村新田		—	
岡新田		—	山なんてんの里 (旧原通小)
橋本新田		—	
中島新田		—	
東田屋新田		—	
上大塚新田		—	
坂下新田	山なんてんの里 (旧原通小)	—	
寺尾		山なんてんの里 (旧原通小)	
中原新田		—	
祖父竹		山なんてんの里 (旧原通小)	
今府		山なんてんの里 (旧原通小)	
窪田新田		—	
西田屋新田		—	
大鹿東・南	大鹿克雪管理センター	大鹿克雪管理センター	大鹿克雪管理センター
	大鹿交流館	大鹿交流館	
大鹿西	大鹿克雪管理センター	—	大鹿克雪管理センター
	大鹿交流館	—	
住吉	妙高小体育館	妙高小体育館	妙高小体育館
土路	丸山 稔 宅前	丸山 稔 宅前	上樽本集会所
下樽本	下樽本集会所	下樽本集会所	
中・上樽本	上樽本集会所	上樽本集会所	
斑尾	まだらお高原山の家	まだらお高原山の家	まだらお高原山の家

※ コミセン・・・コミュニティセンター

※ コミスポ・・・コミュニティスポーツセンター

※ — は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に該当していません。

## 妙高市 介護避難所 一覧

令和5年6月1日現在

番号	協定締結法人名	番号	対象サービス	対象施設名	施設住所	締結年月日
1	社会福祉法人 新井颯南福祉会	1	特別養護老人ホーム	みなかみの里	上新保549	H27.1.19
		2	短期入所生活介護	ケアハートみなかみ	上新保554-1	
		3	特別養護老人ホーム	名香山苑	関川733-20	
		4	短期入所生活介護	名香山苑	関川733-20	
		5	地域密着型特別養護老人ホーム	ゆきのみや	宮内92-3	
		6	小規模多機能型居宅介護	ほのぼの北条	北条585-1	
		7	小規模多機能型居宅介護	ほのぼの宮内	宮内92-3	
		8	住宅型有料老人ホーム	あっとホーム北条	北条585-2	
2	社会福祉法人 妙心福祉会	9	特別養護老人ホーム	ブナの里	西田屋新田247	H27.1.19
		10	短期入所生活介護	ブナの里	西田屋新田247	
3	社会福祉法人 越後上越福祉会	11	介護付きケアハウス	ケアハウスあいれふ石塚	石塚町2-7-27	H27.1.19
		12	特別養護老人ホーム	あいれふ妙高	除戸243	
		13	短期入所生活介護	あいれふ妙高	除戸243	
4	社会福祉法人 上越あたご福祉会	14	認知症対応型共同生活介護	グループホーム新井	高柳2-6-2	H27.1.19
		15	住宅型ケアハウス	ケアハウス新井	高柳2-6-2	
		16	認知症対応型共同生活介護	グループホーム妙高愛宕の園	小出雲3-12-18	
5	社会福祉法人 上越福祉会	17	障がい者支援施設	にしき園	錦町2-8-1	H27.1.19
		18	障がい者支援施設	かなやの里更生園(※市外)	上越市下馬場576-78	
		19	障がい者支援施設	かなやの里療護園(※市外)	上越市下馬場576-78	
		20	共同生活援助施設	ホームオオルリ	長森1384-1	
		21	障がい者支援施設	りんどうの里	田口1241-2	
		22	共同生活援助施設	アカシア	学校町11-2	
6	社会福祉法人 上越頸城福祉会	23	共同生活援助施設	けやき	学校町11-3	H27.1.19
		24	障がい者支援施設	コーボとわのもり	末広町10-21	
7	医療法人 愛広会	25	介護老人保健施設	新井愛広苑	小原新田528	H27.1.19
8	介護老人保健施設 はねうまの里	26	介護老人保健施設	はねうまの里	田町2-4-7	h27.1.19
9	えちご上越農業協同組合	27	小規模多機能型居宅介護	ふれあいの里・矢代	志535-5	H27.1.19
10	株式会社 てるてるぼうず	28	短期入所生活介護	てるてるぼうず短期入所生活介護事業部	柳井田町4-12-14	H27.1.19
		29	認知症対応型共同生活介護	グループホームてるてる家族	柳井田町4-14-1	
		30	認知症対応型共同生活介護	グループホームはらどおり	岡新田301	
		31	小規模多機能型居宅介護	なんぶ鍛冶屋さ	東菅沼220-1	
		32	住宅型サービス付き高齢者向け住宅	Myホーム てるてる	柳井田町4-14-1	
11	株式会社 リポーン	33	短期入所生活介護	ショートステイくりはら	栗原2-8-21	H27.1.19
		34	認知症対応型共同生活介護	グループホームいしづか	石塚町2-1094	
		35	小規模多機能型居宅介護	ファミリアいしづか	石塚町2-1094	
12	株式会社 ライフケア	36	認知症対応型共同生活介護	グループホームまゆ池の平	関川2351	H27.1.19
		37	小規模多機能型居宅介護	妙高の杜	関川2351	
13	ブラウドライフ 株式会社	38	介護付き有料老人ホーム	はなことば妙高	栄町1-10	H27.1.19
14	有限会社 藤田企画	39	認知症対応型共同生活介護	グループホーム癒しの家池の平	関川2228-2	H27.1.19
15	NPO法人 七福神	40	認知症対応型共同生活介護	グループホーム七福神	末広町1124	H27.1.19
16	NPO法人 妙高高原	41	住宅型有料老人ホーム	妙高みこころの家	田切218-37	H27.1.19
17	社会福祉法人 E・スマイル	42	特別養護老人ホーム	妙高縁	志976	H27.10.30
		43	短期入所生活介護	妙高縁	志976	
20	社会福祉法人 ほっと妙高	44	障がい者支援施設	障害者サポートセンターのぞみ	小出雲2091-3	H29.5.1

## ◆妙高市 福祉避難所 一覧

令和5年6月1日現在

	施設名等	関係法人・指定管理者等	住所	電話番号	受入れ可能な人数
1	妙高市総合体育館 (会議室・柔剣道場)	NPO法人 スポーツクラブあらい	妙高市白山町4-1-31	0255-72-3665	250
2	新井ふれあい会館	公益財団法人 妙高文化振興事業団	妙高市上町9-1	0255-72-9411	250
3	新井中央小学校放課後児童クラブ	NPO法人 ゆめきゃんぱす	妙高市関川町2-6-1	0255-77-4643	50
4	妙高保健センター	妙高支所	妙高市関山1200-1	0255-74-0050 (妙高支所)	140
5	妙高高原ふれあい会館	大字関川振興協議会	妙高市関川2400-7	0255-86-4620	140
6	特別養護老人ホームあいれふ妙高	社会福祉法人 越後上越福祉会	妙高市除戸243	0255-75-2511	54
7	特別養護老人ホーム妙高縁	社会福祉法人 E-スマイル	妙高市志976	0255-78-7086	36

## 資料20 ヘリポート適地一覧

(新井地域)

施設	幅×長さ (m)	所在地	施設代表者 又は責任者	電話番号	避難場所 との兼用
松山ヘリポート	40×40	小出雲 509	市長	74-0002	
新井総合公園	90×90	錦町2丁目 2091	教育長	74-0036	兼
新井中学校グラウンド	150×100	錦町1丁目 2-1	校長	72-2828	兼
新井中央小学校グラウンド	120×100	諏訪町2丁目 4-8	校長	72-4225	兼
農村環境改善センター	100×40	五日市 1123-6	市長	74-0002	兼
斐太北小学校グラウンド	130×60	飛田 690	校長	72-2629	兼
総合支援学校グラウンド	120×50	小丸山新田 56-2	校長	72-1926	兼
矢代コミスポグラウンド	60×40	志 994	教育長	74-0036	兼
旧平丸小学校グラウンド	50×40	下平丸 2995	教育長	74-0038	兼
長沢農村公園	50×30	長沢 1824	市長	72-5111	兼
月岡防災公園	40×40	月岡 702-2	県地域振興局長	025-526-9505	
新井高校グラウンド	100×100	田町1丁目 10-1	校長	72-4151	兼
旧猿橋小学校グラウンド	40×65	猿橋 723	教育長	74-0038	兼
旧水原小学校グラウンド	50×60	大濁 1090	教育長	74-0038	兼
市総合体育館 北側駐車場	40×40	白山町4丁目 1-31	教育長	74-0036	兼
新井克雪管理センター	45×30	小原新田 584	教育長	74-0036	

(妙高高原地域)

池の平スポーツ広場	40×40	関川 2428-2	教育長	74-0036	兼
杉野沢トレセングラウンド	120×60	杉野沢 1479	教育長	74-0036	兼
妙高高原中学校グラウンド	200×100	関川 762	校長	86-2074	兼
妙高高原スポーツ公園グラウンド	150×100	関川 958	教育長	74-0036	兼
旧妙高高原南小学校グラウンド	150×80	関川 1592	教育長	74-0038	兼
妙高高原小学校グラウンド	130×70	田切 120	校長	86-2105	兼
赤倉駐車場	150×100	二俣 1516	教育長	74-0036	兼
妙高高原メッセ駐車場	39×30	田口 33	市長	86-3131	兼
妙高除雪ステーション	79×32	二俣 810-1	高田河川国道事務所	86-2368	
笹ヶ峰園地駐車場	83×35	杉野沢	環境省	86-2441	

(妙高地域)

妙高中学校グラウンド	90×140	関山 1660	校長	82-2025	兼
妙高小学校グラウンド	66×120	関山 2785	校長	82-2012	兼
妙高ふれあいパークグラウンド	100×100	米島新田 61	教育長	82-4400	兼

## 資料 2 1 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

no	事業所名	所在地	事業主体	該当
1	あっとほーむ北条	北条 585-2	(福)新井頸南福祉会	浸水想定
2	ほのぼの北条	北条 585-1	(福)新井頸南福祉会	〃
3	デイサービスセンター新井	高柳 2-6-2	(福)上越あたご福祉会	〃
4	グループホーム新井	高柳 2-6-2	(福)上越あたご福祉会	〃
5	ケアハウス新井	高柳 2-6-2	(福)上越あたご福祉会	〃
6	よつばこども園	関川町 2-6-2	妙高市	〃
7	新井中央小学校	諏訪町 2-4-8	妙高市	〃
8	ケアハウスあいれふ石塚	石塚町 2-7-27	(福)越後上越福祉会	〃
9	デイサービスセンターくりはら	栗原 2 - 8 - 21	(株)リボーン	〃
10	ショートステイくりはら	栗原 2 - 8 - 21	(株)リボーン	〃
11	ファミリアいしづか	石塚町 2-1094	(株)リボーン	〃
12	グループホームいしづか	石塚町 2-1094	(株)リボーン	〃
13	てるてるぼうず通所介護事業部	柳井田町 4-12-14	(株)てるてるぼうず	〃
14	てるてるぼうず短期入所生活介護事業部	柳井田町 4-12-14	(株)てるてるぼうず	〃
15	デイサービスあおぞら	柳井田町 4-12-16	(株)てるてるぼうず	〃
16	グループホームてるてる家族	柳井田町 4-14-1	(株)てるてるぼうず	〃
17	My ホームてるてる	柳井田町 4-14-1	(株)てるてるぼうず	〃
18	和田にじいろこども園	月岡 1-11-12	妙高市	〃
19	はなことば妙高	栄町 1-10	プラウドライフ(株)	〃
20	新井北小学校	栗原 4-4-7	妙高市	〃
21	介護老人保健施設 新井愛広苑	小原新田 528	(医)愛広会	急傾斜地
22	特別養護老人ホーム みなかみの里	上新保 549	(福)新井頸南福祉会	地すべり
23	みなかみの里デイサービスセンター	上新保 549	(福)新井頸南福祉会	〃
24	ケアハートみなかみ	上新保 554-1	(福)新井頸南福祉会	〃
25	地域密着型特別養護老人ホーム ゆきのみや	宮内 92-3	(福)新井頸南福祉会	土石流
26	ほのぼの宮内	宮内 92-3	(福)新井頸南福祉会	〃
27	特別養護老人ホーム あいれふ妙高	除戸 243	(福)越後上越福祉会	〃
28	ひまわり保育園	除戸 1887	妙高市	〃
29	新井南小学校	除戸 1887	妙高市	〃
30	なんぶ鍛冶屋さ	東菅沼 220-1	(株)てるてるぼうず	地すべり ・土石流
31	デイサービス花遊童	田切 211-9	(株)スマイル	土石流
32	みこころの家	田切 218-37	(特非)妙高高原	〃

## 資料 2 2 防災関係機関連絡先

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X	担当窓口
陸上自衛隊高田駐屯地	上越市南城町 3-7-1	025-523-5117	025-523-5117 FAX 切替内線 239	第 2 普通科連隊 第 3 科
国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所	上越市南新町 3-56	025-521-4542	025-522-3866	調査第 1 課
上越森林管理署	上越市本城町 2-15	025-524-2180	025-524-2189	
独立行政法人土木研究所 雪崩・地すべり研究センター	妙高市錦町 2-6-8	72-4131	72-9629	
新潟県危機対策課	新潟市中央区新光町 4-1	025-282-1638	025-282-1640	危機対策第 1
新潟県消防課	〃	025-280-5145	025-285-9590	
妙高警察署	妙高市小出雲 3-11-30	72-0110	72-6121	
笹ヶ峰ダム管理事務所	妙高市杉野沢 3375-1	86-6334	86-6335	
上越地域消防事務組合	上越市藤野新田 330-1	025-545-0229	025-545-0231	消防防災課
新井消防署	妙高市諏訪町 1-7-8	72-7119	72-2234	
頸南消防署	妙高市田切 629	86-3119	86-4200	
上越地域振興局 地域整備部維持管理課	上越市本城町 5-6	025-526-9511	025-525-2392	
〃 農林振興部農村計画課	〃	025-526-9605	025-526-4080	
〃 〃 森林施設課	〃	025-526-9467	025-526-2724	
〃 健康福祉環境部総務福祉課	上越市春日山町 3-8-34	025-524-6133	025-524-6998	
上越教育事務所	上越市市本城町 5-6	025-526-9372	025-523-7542	
妙高砂防事務所	妙高市美守 1-4-5	72-4141	72-4303	
東日本電信電話(株) 新潟支店	新潟市中央区東堀通 7-1017-1	025-227-6802	025-226-8770	災害対策室
東北電力ネットワーク(株) 上越電力センター	上越市大町 2-2-24	025-523-4242	025-523-0584	
上越医師会	上越市春日野 1-2-33	025-524-7111	025-522-2434	
新井郵便局	妙高市上町 6-5	72-2200	73-7743	副局長

妙高高原郵便局	妙高市関川 720-5	86-2070		
関山郵便局	妙高市関山 1586-1	82-2010		
えちご上越農業協同組合 新井支店	妙高市朝日町 1-7-9	72-2260	72-9781	
新井有線放送	妙高市西条 445-6	72-2753	73-7538	
妙高市社会福祉協議会	妙高市朝日町 1-10-3	72-7660	70-1345	
えちごトキめき鉄道新井駅	妙高市栄町 1-1	72-4111	72-4112	
えちごトキめき鉄道妙高高原駅	妙高市田口	86-2001		
えちごトキめき鉄道関山駅	妙高市関山 1213-15	82-2011		
頸南バス(株)	妙高市栄町 3-3	72-3139	72-7570	
妙高市建設業親和会	妙高市高柳 1-3-11	72-6957	72-6957	
妙高市管工事業協同組合	妙高市東陽町 1-5	72-1876	72-1876	
新井商工会議所	妙高市下町 7-1	72-2425	73-7525	
頸南森林組合	妙高市志 2243-2	72-3379		

### 資料 2 3 放送機関の連絡先

機関名	所在地	電話(昼間)	電話(夜間)	FAX	責任者
NHK	新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	025-265-1141	025-265-1145	放送部長
B S N	新潟市中央区川岸町 3-18	025-230-1532	025-267-3469	025-267-5810	報道担当部長
N S T	新潟市中央区上所 1-11-31	025-249-8900	025-249-8900	025-249-8881	報道制作部長
T e N Y	新潟市中央区新光町 1-11	025-283-8151	025-283-8152	025-283-8159	報道部長
U X	新潟市中央区下大川前通 2230-19	025-223-8608	025-223-8608	025-223-0194	報道グループ長
FM新潟	新潟市中央区八千代 2-1-1	025-246-2314	025-246-2314	025-245-3577	放送事業総務部長
J C V	上越市西城町 2-2-27	025-526-2111	025-526-2111	025-524-0453	放送営業部長
FMみょうこう	妙高市学校町 4-25	0255-70-0785	0255-70-0785	0255-70-0788	

## 資料 2 4 自衛隊の派遣要請連絡窓口等

### (1) 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局 危機対策課 危機対策第 1	住 所 〒950-8570 新潟市 区新光町 4 番地 1 電 話 0 2 5 - 2 8 5 - 5 5 1 1 (代表) 内 線 6 4 3 4 ~ 6 4 3 6 0 2 5 - 2 8 2 - 1 6 3 8 (直通) 防災無線 (発信番号) - 4 0 1 2 0 - 6434 ~ 6436 NTT fax 0 2 5 - 2 8 2 - 1 6 4 0 衛星 fax (発信番号) 4 0 1 - 8 8 1

### (2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣の要請先	住 所 等
陸上自衛隊 第 1 2 旅団司令部 第 3 部	連絡窓口 陸上自衛隊第 2 普通科連隊第 3 科 住 所 〒943-8501 上越市南城町 3 丁目 7 番 1 号 電 話 0 2 5 - 5 2 3 - 5 1 1 7 内線 2 3 5 防災無線 発信番号 - 6 7 3 - 1 0 NTT fax 0 2 5 - 5 2 3 - 5 1 1 7 Fax 切替 内線 2 3 9
海上自衛隊 舞鶴地方総監	住 所 〒625-0087 舞鶴市余部下 1 1 9 0 海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛第 3 幕僚室 電 話 0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 0 内線 2 1 3 NTT fax 0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 5 Fax 切替
航空自衛隊 航空総隊司令官	連絡窓口 海上自衛隊新潟基地分遣隊警備科 住 所 〒950-0047 新潟市東区臨海町 1 番 1 号 電 話 0 2 5 - 2 7 3 - 7 7 7 1 NTT fax 0 2 5 - 2 7 3 - 7 7 7 1 Fax 切替
航空支援集団司令官	《写真偵察機による調査活動の要請先》 住 所 〒183-0000 府中市浅間町 1 丁目 1 8 5 5 航空自衛隊航空総隊司令部防衛部運用課 電 話 0 4 2 3 - 6 2 - 2 9 7 1 内線 2 3 2 2 NTT fax 0 4 2 3 - 6 2 - 2 9 7 1 Fax 2 6 3 1 《輸送機・救難ヘリコプターの派遣等の要請先》 住 所 〒183-0000 府中市浅間町 1 丁目 1 8 5 5 航空自衛隊航空支援集団司令部防衛部運用課 電 話 0 4 2 3 - 6 2 - 2 9 7 1 内線 2 5 2 1 NTT fax 0 4 2 3 - 6 2 - 2 9 7 1 Fax 2 6 3 1
	連絡窓口 航空自衛隊新潟救難隊 住 所 〒950-0031 新潟市東区船江町 3 丁目 1 3 5 電 話 0 2 5 - 2 7 3 - 9 2 1 1 内線 2 1 8 NTT fax 0 2 5 - 2 7 3 - 9 2 1 1 Fax 切替

資料 2 5 移動系防災行政無線配備状況

(R5. 6. 1 現在)

番号	局名	機器
100	統制台	
102	データ伝送装置	P C
105	総務課	遠隔
110	総務課半固定	半固定
111 { 319	指定避難所 ※右記以外は携帯機器	半固定 : 111~126、128、 129、210、212~216、310、 312、313、315、318
410 { 434	消防団 (新井方面隊)	携帯 (本部は半固定)
510 { 518	消防団 (妙高高原方面隊)	携帯 (本部は半固定)
610 { 623	消防団 (妙高方面隊)	携帯 (本部は半固定)
624	総務課 1	携帯
625	建設課 1	携帯
626	農林課 1	携帯
627	福祉介護課 1	携帯
710 { 715	消防団 (幹部)	携帯
716	総務課 2 - 1	携帯
717	総務課 2 - 2	携帯
718	総務課 2 - 3	携帯
430	高原支所 1	携帯
720	妙高支所 1	携帯
721	建設課 2 - 1	携帯
722	建設課 2 - 2	携帯
723	建設課 2 - 3	携帯
724 { 729	孤立可能性集落 ※小濁、上小沢、寸分道、大谷、土路、燕温泉	携帯

## 資料 2 6

## 新潟県緊急時情報伝達連絡会規約

### (目的)

**第 1 条** 新潟県緊急時情報伝達連絡会（以下「連絡会」という。）は、県、市町村及び放送事業者との間で普段から情報交換を行うことにより、災害時において市町村長が行う避難勧告、避難指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）の発令が住民に迅速かつ適切に伝わるようにすることを目的とする。

### (構成)

**第 2 条** 連絡会は、別紙 1 に定める県、市町村及び放送事業者をもって構成する。  
2 連絡会には、必要に応じてオブザーバーの参加を求めることができる。

### (座長)

**第 3 条** 連絡会には、座長を置くものとし、新潟県防災局危機対策課長をもってあ  
てる。  
2 座長は、会を代表し、会務を統括する。

### (連絡会の開催)

**第 4 条** 連絡会は、座長が必要であると認めるときに開催する。  
2 連絡会の会議の参集範囲は、必要に応じて座長が定める。

### (会務)

**第 5 条** 連絡会は、第 1 条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項の連絡調整を行う。  
(1) 伝達する避難勧告等の内容  
(2) 市町村から放送事業者への情報伝達方法  
(3) 情報伝達に用いる様式  
(4) 関係者連絡先  
(5) その他連絡会の目的を達成する上で必要な事項

### (情報伝達の方法)

**第 6 条** 避難勧告等の伝達方法は、別紙 2 の方法を原則とする。

### (事務局)

連絡会の事務を処理するため、新潟県防災局危機対策課に事務局を置く。

### (その他)

**第 8 条** その他連絡会の運営に必要な事項は別に定める。

**附則** この規約は、平成 17 年 12 月 8 日から実施する。

改正 平成 19 年 4 月 1 日。

改正 平成 19 年 6 月 6 日。

## 市町村から放送局への伝達ルート及び手段

### 1 対象となる情報

- (1) 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の発令
  - ア 災害対策基本法第60条第1項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示(緊急)の発令
  - イ 上記アに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の発令
- (2) 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の解除
  - ア 災害対策基本法第60条第4項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示の解除
  - イ 上記アに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の解除

### 2 伝達ルート



- ① 原則、市町村から都道府県及び放送局双方へ同時に情報を伝達するルートを確認する。
- ② 直接市町村から放送局への伝達が実行不可能な場合等には、都道府県を経由した伝達ルートを確認する。この場合、情報遅延が生じないよう適切な措置を講ずる。

### 3 伝達手段

- (1) 当面の間、伝達手段は、原則別紙様式によるファックスとする。
- (2) 極めて緊急を要する等、災害時の状況によりファックスでの伝達手段により難しい場合は放送局に対する電話連絡も可能とするが、事後速やかにファックスで同一情報を放送局に提供する。

### 4 住民への伝達

- (1) 市町村は、放送局への情報提供にあわせて、防災行政無線、広報車等により住民への情報伝達を行う。
- (2) 放送事業者は、市町村からの情報のFAX等を受信した場合は、自主的判断により必要に応じ速やかに放送し、住民(視聴者)への情報伝達を行うように努める。

## 資料 2 7 医療機関一覧表

(新井地域)

番号	医療機関名	所在地	TEL	診療科目
1	けいなん総合病院	田町 2-4-7	72-3161	内、外、小、整、産婦、歯、口外、耳、皮、泌、眼
2	愛クリニック	美守 1-12-9	72-4103	産、婦、小
3	揚石医院内科小児科循環器科	石塚町 1-14-8	70-1155	内、小、循
4	太田眼科	朝日町 1-2-8	70-1234	眼
5	さくらい整形外科医院	栗原 2-3-5	73-8899	整
6	平成クリニック	上町 3-17	72-2639	内、外
7	はやつクリニック内科呼吸器科	朝日町 1-10-3	72-8233	内、呼
8	清華ファミリークリニック 塚田医院	柳井田町 2-18-16	78-7721	内、小

(妙高高原地域)

番号	医療機関名	所在地	TEL	診療科目
1	県立妙高病院	田口 147-1	86-2003	内、小、整、眼、泌、脳神内、耳、皮

(妙高地域)

番号	医療機関名	所在地	TEL	診療科目
1	妙高診療所	葎生 524-1	82-2045	内、外、消内、小、肛外

## 資料 28 し尿収集運搬業者一覧表

事業者名	所在地	電話番号
		F A X 番号
(有)頸南清掃社	上越市中郷区藤沢 1118-3	74-2166
		74-2780
(有)上越浄化槽管理センター	上越市大和 3-4-53	025-525-8269
		025-525-7090

## 資料 29 一般廃棄物収集運搬業者一覧表

事業者名	所在地	電話番号	区分
		F A X 番号	
(合)岡田環境サービス	志 1013-2	72-0468	可燃物、不燃物、 粗大ごみ
		72-0468	
(有)伊津美工業	小出雲 3-14-12	72-5201	可燃物、不燃物、 粗大ごみ
		72-5201	
(株)Wastec ENERGY	上越市三ツ屋町 8-3	025-544-7710	可燃物、不燃物、 粗大ごみ
		025-544-7750	
(有)川村商店	中川 1-27	72-9422	可燃物、不燃物、 粗大ごみ、処分
		72-9422	
(有)宇田商事	田口 1168-1	86-4284	可燃物、不燃物、 粗大ごみ
		86-5188	
(株)上越ハイキー	上越市木田 2-13-7	025-522-4649	可燃物、不燃物、 粗大ごみ
		025-522-4732	
(有)松原商事	飯山市静間 2374	0269-62-1544	可燃物、不燃物、 粗大ごみ
		0269-62-0400	
上越マテリアル(株)	上越市下名柄 1618-1	025-539-1008	生ゴミ
		025-539-1025	
(有)安田商会	下濁川 1483-1	75-3835	可燃物、不燃物、 粗大ごみ
		75-3648	
頸南森林組合	志 2243-2	72-3379	木類
		73-8803	
池田興産(株)	下濁川 1592-1	75-2227	可燃物、不燃物
		75-3255	

## 妙高市における災害対応関係協定締結状況

●協定締結件数…54 ●協定締結事業・組織…82(国県3、市町村26、事業所53)

令和5年6月1日現在

目的	協定名	協定締結日	協定締結先
消防関係 4件	消防相互応援協定(旧新井市)	S62.4.1	長野県飯山市
	消防相互応援協定(旧妙高村)	S60.3.30	長野県飯山市
	消防応援協定に基づく協議書(旧妙高村)	S60.4.1	長野県飯山市
	消防応援協定(旧妙高高原町)	H15.4.1	長野県信濃町
応援関係 (市町村) 10件	災害時相互応援協定(旧上越地方市町村連絡協議会)	H7.8.25	新潟県上越市
		(当初協定)	新潟県糸魚川市
			新潟県十日町市
	災害時相互応援協定(旧新井市)	H8.8.30	新潟県村上市
			新潟県見附市
	災害時相互援助協定	H15.10.22	東京都板橋区
			(当初協定)
		H20.8.27	山梨県都留市
			(変更協定)
		R3.11.4	群馬県渋川市
			(変更協定)
			茨城県桜川市
			新潟県南蒲原郡田上町
			福島県白河市
			山形県最上郡最上町
			群馬県高崎市
		群馬県沼田市	
	山形県尾花沢市(R311.4追加)		
災害時における相互応援協定(旧妙高高原町)	H16.5.15	大阪府吹田市	
災害時における相互応援協定	H23.11.10	愛知県北名古屋市	
災害時相互応援協定	H24.5.18	福井県あわら市	
災害時における相互応援に関する協定	H25.3.4	茨城県那珂郡東海村	
災害時における避難所等施設利用に関する協定(まだらお高原山の家)	R1.7	長野県飯山市	
大規模災害時における相互応援に関する協定	R4.2.14	滋賀県長浜市	
災害時における相互応援に関する協定	R5.2.17	愛知県西春日井郡豊山町	
応援関係 (国・県) 4件	「道の駅 あらい」防災施設利用に関する覚書	H22.3.26	国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所
	災害時の情報交換に関する協定	H23.3.1	国土交通省北陸地方整備局
	モニタリングポスト設置に関する契約書	H25.7.18	新潟県
	大規模災害における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定	H31.2.18	新潟県
応援協力 17件	災害支援に関する協力協定	H17.12.6	NPO法人新潟県災害救援機構
	災害時における緊急放送に関する協定	H18.3.2	上越ケーブルビジョン(株)
	災害時における応援業務に関する協定	H18.12.25	妙高市建設業親和会
	災害時における応援業務に関する協定	H18.12.25	妙高市管工事業協同組合
	災害時における応援業務に関する協定	H19.12.25	(一社)新潟県測量設計業協会
	災害時における応急救護活動に関する協定	H20.7.2	公益社団法人新潟県接骨師会
	災害時における応援業務に関する協定	H21.7.1	(株)エアフォートサービス
	災害時の応援業務に関する協定	H23.6.27	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
	災害時の応援業務に関わる協定	H23.9.15	新潟県電気工事工業組合
	避難所としての使用に関する協定	H24.5.5	荒井アンドアソシエイツ(株):ランドマーク妙高高原
	災害時の被災者支援協力等に関する協定	H24.5.31	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会
災害時の応援協力に関する協定	H27.8.6	新井頸南電機商業組合	

目的	協定名	協定締結日	協定締結先
応援協力 17件	災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定	H28.7.13	妙高市ハイヤー協会
	災害時におけるタクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定		
	防災意識と災害対応力の向上に関する協定	H29.7.22	株式会社モンベル
	災害時における応援業務に関する協定	R1.10.11	(一社)新潟県農業土木技術協会
	災害時の相互協力に関する協定	R2.12.15	東北電力ネットワーク(株)上越電力センター
福祉避難所 介護避難所 1件	災害発生時における介護避難所等の設置運営等に関する協定	H27.1.19	社会福祉法人上越頸城福祉会
			医療法人愛広苑
			社会福祉法人上越あたご福祉会
			有限会社藤田企画
			社会福祉法人上越福祉会
			株式会社てるてるぼうず
			株式会社ライフ・ケア
			介護老人保健施設はねうまの里
			えちご上越農業協同組合
			NPO法人妙高高原
			社会福祉法人越後上越福祉会
			NPO法人七福神
			株式会社新潟ゆうあい(株式会社まんよう)
			社会福祉法人新井頸南福祉会
社会福祉法人妙心福祉会			
株式会社リボン			
H27.10.30	社会福祉法人悠藍睦会		
H28.5.25	株式会社くびき野ライフスタイル		
H29.4.1	株式会社アクティブ・ケア		
物資関係 13件	災害時における物資供給に関する協定	H18.12.28	NPO法人 コメリ災害対策センター
	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	H20.4.30	コーエイ(株)
	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	H20.4.30	(株)ニッパンレンタル
	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	H20.4.30	コマツカスタマーサポート(株)
	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	H20.4.30	(株)レンタルサービス
	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	H20.4.30	(株)アクティオ
	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	H20.4.30	(株)カナモト
	災害時における救援物資の提供等に関する協定	H20.4.30	三国コカ・コーラボトリング(株)
	災害発生時における物資の供給に関する協定	H20.4.30	サントリービバレッジサービス(株)
	災害時における飲料の提供協力に関する協定	H20.4.30	(株)ジャパンビバレッジ
	災害時における物資の供給に関する協定	H21.8.18	原信ナルスホールディングス(株)
	災害時におけるLPガス供給に関する協定書	H23.3.31	(一社)新潟県エルビーガス協会上越支部
	災害時における飲料水の提供に関する協定書	H25.10.8	(株)伊藤園
情報収集・伝達 3件	東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定	H24.2.9	東京電力(株)
	緊急時連絡用衛星FAX設備設置に関する契約書	H25.7.18	東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所
	災害に係る情報発信等に関する協定	H27.2.2	ヤフー(株)
包括連携 2件	包括連携に関する協定(災害発生時又は感染症対策等の協力要請に関する事)	R2.12.2	妙高市内郵便局代表
	包括連携に関する協定(地域防災及び災害時の支援に関する事)	R4.8.2	佐川急便(株)

# 資料 3 1

## 自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者						
担当部課等名	部		課		係	
	担当者名					
	Tel		防災無線		その他	
派遣要請依頼日時	年	月	日	時	分	
災害の状況及び派遣依頼理由						
派遣を希望する期間	年		月	日から	年	月 日
	年		月	日から必要とする期間		
派遣を希望する区域	市町村			地内		
	施設等名称					
現 地 連 絡 員	部		課		係、担当者名	
派遣を希望する活動の内容						
その他必要事項						

※ 新潟県防災局危機対策課 Fax 025-282-1640

地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出書  年 月 日  公安委員会 殿  申請者住所 (電話) 氏名  印		地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  公安委員会  印
番号標に表示されている番号		(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済書を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 ( ) 局 番 氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。		

年 月 日

緊 急 通 行 車 両 確 認 申 請 書

新潟県公安委員会 殿

申請者住所

(電 話)

氏 名

印

番号標に表示されている番号				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)				
使 用 者	住 所			
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地	
備 考				

資料 3 3

消防防災航空隊出場要請書

消防防災航空隊 電話 025-270-0263

FAX 025-270-0265

1 要請団体	発信者				
2 災害種別	(1)救急	(2)救助	(3)火災	(4)自然災害	
3 要請内容	(1)救急	(2)救助	(3)消火	(4)偵察	(5)物資輸送
4 発生場所目標	(市・町・村)			番地	
	目標				
5 発生日時	年	月	日 (曜日)	時	分頃
6 事故概要又は 災害概要					
7 気象	天候	風向	風速	m/s	気温 °C
	視界	m (			警報・注意報)
8 出場先 臨着場	場所	(市・町・村)			番地
	目標 (名称)	要請側病院名			
9 搬送先 臨着場	場所	(市・町・村)			番地
	目標 (名称)	要請側病院名			
10 傷病者等	傷病者氏名	M・T・S・H	年	月	日生
	傷病名	程度 (重・中・軽)	男・女	歳	
11 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名			
12 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
13 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名	氏名			
14 要請日時	年	月	日 (曜日)	時	分
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
2 到着予定時刻	年	月	日 (曜日)	時	分
3 活動予定時刻	時間	分			
4 必要資機材					
※その他の特記事項					
	受信者				

資料 3 4

至 急

報道機関・新潟県危機対策課宛て

**避難指示等 発令情報**

市

送付日時： \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

- 1 避難情報       緊急安全確保  
 避難指示  
 高齢者等避難

2 発 令      \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

3 解 除      \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

4 対象地域等      \_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_ 大字

合計対象世帯数： \_\_\_\_\_ 世帯

○合計対象世帯数内訳

(ふりがな) 地 域 名	世帯数	(ふりがな) 地 域 名	世帯数

5 発令・発表の理由

発信者 所属部署・氏名 \_\_\_\_\_

電話      —      —      F A X      —      —

※詳細が不明な箇所については、後に報告する旨記入し、速やかに連絡願います。

## 資料 3 5 災害報告取扱要領

### 第 1 総 則

#### 1 主 旨

この要領は、災害に関する報告について、その形式及び方法を定めるものとする。

#### 2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地寮、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものにより生ずる被害とする。

#### 3 報告義務

災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づき、市町村長は必要な報告を県知事に行うものとする。

#### 4 報告すべき災害等

市町村長は、当該市町村の区域に災害が生じた場合はすべて県知事あてに報告するものとする。

- (1) 災害速報は、被害を覚知したとき、ただちに別紙様式 1 に定める事項について判明したものから順次無線電話等により報告するものとする。
- (2) 災害確定報告は、応急対策を終了した後 10 日以内に、別紙様式により報告するものとする。
- (3) 雪害は長期にわたるので個々の被害ごとに (1)、(2) と同様に報告し、積雪期間終了後に期間全体の被害状況を別紙様式 1 により報告するものとする。
- (4) 雪害による人的被害については、別紙様式 2 により報告するものとする。

#### 5 報告先

新潟県防災局 危機対策課 危機対策第 1

電 話 025・285・5511（代表） 内線 6434～6436  
025・282・1638（直通）

防災無線（発信番号）－40120－6434～6436

NTTfax 025-282-1640

### 第 2 記入要領

被害報告の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

#### 1 人的被害 p

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1 月以上の治療を要する見込みの者とする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。

※雪害による人的被害として計上する必要がある事案は、

- (1) 雪崩により家屋等が倒壊したことによるもの。
- (2) 雪崩に車両等が巻き込まれたことによるもの。
- (3) 屋根の雪下ろし中、誤って転落したことによるもの。
- (4) 屋根雪等の落下によるもの。
- (5) 除排雪中に川等に転落したことによるもの。
- (6) 除雪して積み上げておいた雪が崩れたことによるもの。
- (7) 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの。
- (8) 吹雪等により走行不能となった自動車内にとじこめられ、一酸化炭素中毒症等になったもの。あるいは凍死したもの。
- (9) 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの。あるいは、川等に転落したことによるもの。

- (10) 除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し、下敷きになったもの等を含む）
- (11) 除排雪作業中、又はその直後に発症した疾病のうち、
- ① 明らかに当該除排雪作業が当該者にとって通常の労務と比較して著しく過重であったこと。
  - ② 当該疾病の発病が直接、かつ、明らかに当該除排雪作業に起因すること。
- 等が客観的に認められるものとする。

## 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものであるとする。

## 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物をいうものとする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

## 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上、必要な堤防、護岸、水利床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上、重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天

然の河岸とする。

- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となった程度の被害とする。
- (13)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- (20)「火災発生」とは、地震又は火山噴火に起因する場合のみの火災発生件数とする。

## 5 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (6)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- (7)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (8)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (9)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

## 6 その他

欄外には、災害の原因、災害の発生日時、災害の発生場所又は地域、災害対策の概要、その他について簡潔に記入するものとする。

# 被害報告（第報）

報告	市町村名				報告者 電話				報告日時				続く・最終	
	死者	被災状況	人数	行方不明	被災状況	人数	重傷	被災状況	人数	軽傷	被災状況	人数		
			人			人			人			人		
に	建物被害	区分	全壊(棟)			半壊(棟)			一部損壊(棟)			床上浸水(棟)	床下浸水(棟)	
		被害原因	土砂崩	流出	その他	土砂崩	流出	その他	土砂崩	流出	その他			
	住家	棟数												
あ		世帯数												
		人数												
	アパート等集合住宅	棟数												
た		世帯数												
		人数												
	り災世帯(世帯)													
つ	り災者(人)													
	非住家	公共建物	公立保育所											
			公民館											
		体育施設												
		その他												
その他		倉庫											浸水	
て		車庫											浸水	
		作業所											浸水	
		その他											浸水	
は	文教施設	幼稚園												
		小学校												
		中学校												
高等学校														
養護学校等														
その他														
累	病院													
	社会福祉施設													
	清掃施設	ごみ処理施設											浸水	
計		し尿処理施設											浸水	
		その他( )												
	その他被害	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数							
数	一般道路													
	農道													
	林道													
字	河川													
	農業用水路													
	港湾													
を	砂防施設													
	被害船舶													
	その他( )													
記	火災発生	建物	件	危険物	件	その他	件							
	鉄道不通区間	路線名	線	駅~	駅	駅~	駅							
	水道	断水		世帯	配管被害		箇所							
載	ガス	不通		世帯	配管被害		箇所							
	下水道を使えない世帯			世帯										
	田	流出	ha	埋没	ha	冠水	ha							
す	畑	流出	ha	埋没	ha	冠水	ha							
	崖崩れ			箇所	1 災害原因									
	土砂崩れ			箇所	2 災害の発生日時	年 月 日								
る	地すべり			箇所	3 災害の発生場所(必要により地図等を添付)									
	電話不通			世帯			地内							
	電気停電			世帯										
	ブロック塀倒壊等			件	4 災害対策の概要									
	5 その他				1 災害対策本部の名称		本部							
					ア 災害対策基本法に	基づく本部・基づかない本部								
					イ 本部設置日時	年 月 日								
					ウ 本部解散日時	年 月 日								
					2 避難勧告・指示の状況									
					別紙避難等の状況報告のとおり									
					3 消防機関等の活動状況(延べ出動人員)									
					消防職員	人	消防団員							
					人	市職員	人							
					4 応急措置の概要									

資料 3 6

被 害 状 況 調  
( 年 月 日 時現在)

市 町 村

区 分		被害数	備 考		
人的被害	死 者				
	行 方 不 明 者				
	負傷	重 傷			
		軽 傷			
		小 計			
計					
住家の被害	棟数	全 壊 ・ 全 焼 及 び 流 失			
		半 壊 及 び 半 焼			
		一 部 破 損			
		床 上 浸 水			
		床 下 浸 水			
	世帯数及び人員	全 壊 ・ 全 焼 及 び 流 失	世帯		
			人員		
		半 壊 及 び 半 焼	世帯		
			人員		
		一 部 破 損	世帯		
			人員		
		床 上 浸 水	世帯		
			人員		
		床 下 浸 水	世帯		
人員					
災害発生日 年 月 日					

注1 負傷のうち「負傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は小計をもって報告すること。

2 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とすること。

3 「一部破損」とは、住家の破損が半壊に達しない程度のものとする。

4 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。

5 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告する。

資料 3 7

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	1 当核災害が原因で死亡し、死体を確認したもの 2 死体を確認することはできないが、死亡したことが確実なもの
	行方不明	当核災害が原因で行方不明となり、かつ死亡したことが確実なもの
	重傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもので、1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの
	軽傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもので、1ヶ月未満の治療を要する見込みのもの
住家の被害	(減失)	住家が減失したもの
	全全流	具体的には 1 住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの(被害面積方式) 2 住家の主要構造部(壁、柱、はり、屋根、階段など)の被害がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの(被害価格方式)
	半半壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できるもの 具体的には 1 住家の損壊部分の床面積がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの(被害面積方式) 2 住家の主要構造部の被害がその住家の時価の20%以上50%未満のもの(被害価格方式)
	床上浸水	1 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの 2 土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの
	一部損壊	住家の損壊程度が半壊程度に達しない程度のもの